

第7期三木市障害福祉計画
第3期三木市障害児福祉計画



令和6年3月

三木市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 障害福祉の推進とSDGs.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の推進体制.....	5
6 障害者施策の動向.....	6
第2章 本市の障害福祉施策をめぐる現状と課題.....	8
1 障害福祉サービスに関する政策動向.....	8
2 各種統計.....	10
3 各種調査結果からみる三木市の現状.....	18
4 調査結果等からみた本市の障害福祉施策の課題について.....	40
第3章 本計画の目指す将来像.....	43
1 目指す将来像.....	43
2 障害福祉サービス等の基盤整備の方針.....	44
第4章 障害福祉サービス等の提供体制の整備.....	46
1 国の基本指針に基づく目標設定.....	46
2 障害福祉サービス等の見込量と確保方策.....	52
3 地域生活支援事業の見込量と確保方策.....	63
資料編.....	71
1 三木市社会福祉審議会条例.....	71
2 三木市社会福祉審議会委員.....	73
3 三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会委員.....	74
4 策定経過.....	75
5 諮問書・答申書.....	76
6 用語説明.....	78

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

日本の障がい者施策は、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准をきっかけとして大きく転換されました。障がい者の定義についても、心身の状態そのものを問題にする考え方から、「社会的障壁」によって日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」へと転換され、障がいの有無にかかわらず社会参加できる「共生社会」の実現という理念が掲げられています。本人の心身の状態にかかわらず、その自己決定が尊重され、地域で共に生きる環境をつくっていくという共生社会の理念は、令和5年に制定された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」にも引き継がれるなど、日本の福祉施策全体の基本的な理念として位置づけられています。

近年では、令和3年に改正された「障害者差別解消法」において、障がいの特性に応じて無理のない範囲で設備や対応を調整する「合理的配慮」の提供義務が、公的機関だけではなく民間事業者にも拡大されました（令和6年4月施行予定）。また、令和3年に新たに制定された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを必要とする医療的ケア児とその家族への支援が、国・地方公共団体や学校・保育所等の設置者の責務として位置づけられ、これまで支援を受けにくい状況に置かれてきた医療的ケア児の支援の充実が図られています。障がいのある人への支援の拡大や差別の解消に関する法整備の推進が続いており、これらに対応した支援の充実や、それを通じた共生社会の実現に向けた取組が求められます。

三木市（以下、「本市」という。）では、これまで5期にわたる障害者基本計画と、6期にわたる障害福祉計画、2期にわたる障害児福祉計画を策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。このたび、「第6期三木市障害福祉計画」、「第2期三木市障害児福祉計画」がそれぞれ最終年度を迎えることから、障害福祉施策の一層の充実を図るため、「第7期三木市障害福祉計画」及び「第3期三木市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

なお、「第5期三木市障害者基本計画」については、令和8年度までを計画期間としていることから、本計画においてはその目指す将来像である「誰もがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち 三木」を共有し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指すものとします。

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

第7期三木市障害福祉計画は障害者総合支援法第88条、第3期三木市障害児福祉計画は児童福祉法第33条に基づいて市町村に策定が義務づけられている計画で、国が示した基本指針に基づき、障害福祉サービス等の向こう3年間の見込量や、提供体制の確保方策、支援の充実のための目標等について定めるものです。

◆障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

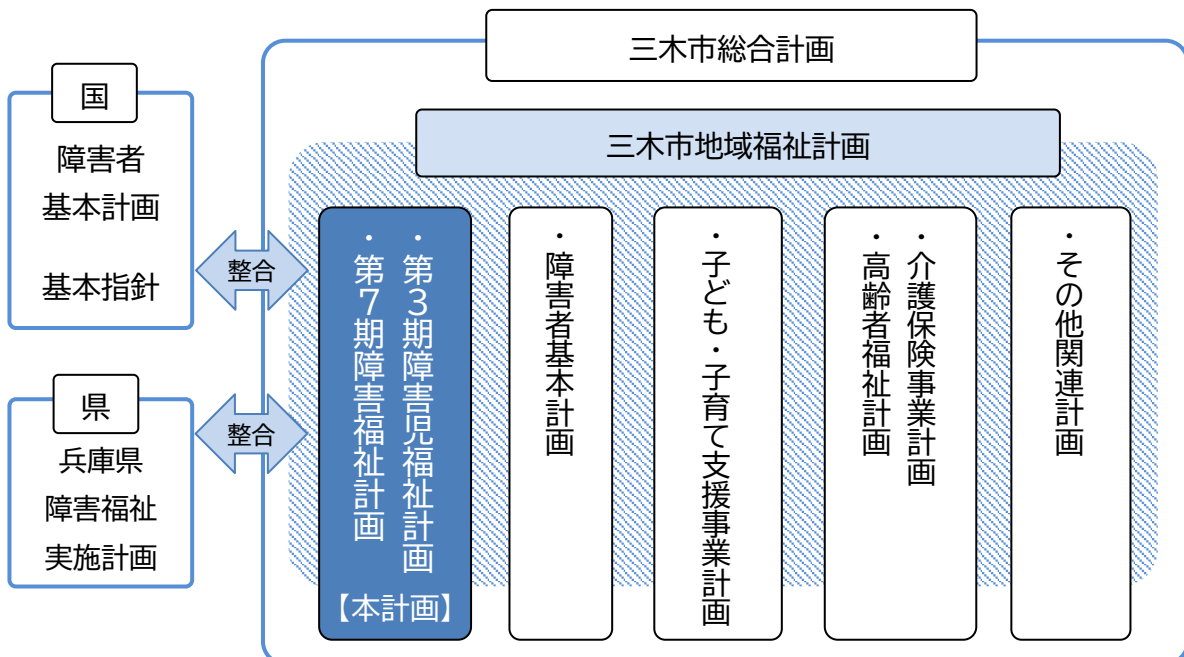
◆児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に則して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 他計画との関係

本計画は、「三木市総合計画」及び「三木市地域福祉計画」を上位計画とし、本市の障がい者施策の基本的な指針である三木市障害者基本計画と連携して推進するものとします。

また、「三木市子ども・子育て支援事業計画」、「三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の関連計画との整合を図りながら策定するものとします。

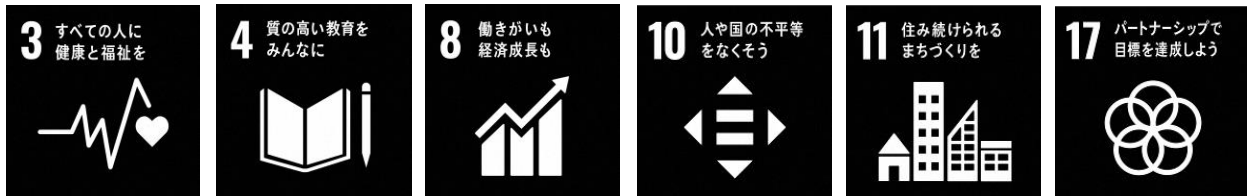


3 障害福祉の推進とSDGs

国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12年(2030年)までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてSDGs(エスディーゼーズ：持続可能な開発目標)を定めています。これは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことをうたい、発展途上国のみならず、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。わが国においても、平成28年に「SDGs推進本部」を設置し、令和元年には『SDGsアクションプラン2020』を決定するなど、施策の充実が図られています。

本市においても、SDGsの実現は、行政分野の枠をこえて全庁的に取り組むべき指針として位置づけています。誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念は、障害福祉においても共有されるべき考え方であり、17のゴールのうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」については、特に本計画と関連の深いテーマとなっています。こうした目指す方向性を同じくするSDGsの実現について、本計画全体を通じて取り組んでいくものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度～令和8年度の3年間とします。

■本計画及び関連計画の計画期間

	(年度)					
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
三木市 総合計画	前期基本計画				後期基本計画	
三木市 地域福祉計画	第3期	第4期				
三木市 障害者基本計画	第5期					
三木市 障害福祉計画	第6期			第7期 (本計画)		
三木市 障害児福祉計画	第2期			第3期 (本計画)		
三木市 子ども・子育て 支援事業計画	第2期				第3期	
三木市高齢者 福祉計画・介護保 険事業計画	第8期			第9期		

※  現行計画、 終了した計画、 本計画、 今後策定する予定の計画

5 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制の整備

本計画の対象となる障害福祉サービスや障害児通所支援等は、障害福祉分野だけではなく、高齢者福祉や介護保険事業、子ども・子育て支援事業をはじめとする福祉分野や就労支援等、連携すべき領域が多くなっています。そのため、計画の推進にあたっては、障害福祉課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら推進します。

また、持続可能で安定した支援体制の整備のためには、障害福祉サービス事業所や当事者団体、医療機関等の関係団体・関係機関との連携も重要な課題となります。三木市障害者（児）地域自立支援協議会を中心に、支援の充実に向けた連携体制の強化に取り組めます。

(2) 進捗管理の方法

本計画の実施状況については、毎年の成果目標・活動指標等の状況について庁内で集約し、県に報告するとともに、進捗状況を確認します。また、三木市障害者（児）地域自立支援協議会においても、必要に応じて計画の実施状況について確認し、課題の整理や改善方策の検討を進めます。これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、PDCAサイクルに基づき成果目標等の達成状況を分析・評価することにより、計画の着実な推進と障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

6 障害者施策の動向

国においては、平成 18 年の障害者自立支援法の施行により、これまで障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化が図られ、現在の障害福祉サービスにつながる制度として整備されました。その後、平成 26 年の障害者権利条約の批准に関連する法整備等もあり、障害者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が進められています。

■障害者自立支援法施行以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
H18	障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がい種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化 「障害程度区分」（現在は「障害支援区分）」の導入 サービス量に応じた定率の利用者負担（応益負担）の導入
H21	障がい者制度改革推進本部の設置（閣議決定）	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備等、障がいのある人にかかる各種制度に関する検討を進めるために設置される
H22	【改正】障害者自立支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 応能負担を原則とする利用者負担の見直し 障がい者の範囲の見直し（発達障がいを追加）
H23	【改正】障害者基本法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 目的規定及び障がい者の定義の見直し 地域社会における共生 差別の禁止
H24	【改正】児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児施設の再編 放課後等デイサービス等の創設
	障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を発見した者に通報の義務づけ 虐待防止等の具体的スキームの制定 障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務づけ
H25	障害者総合支援法の施行（障害者自立支援法の改正）	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会実現等の基本理念の制定 障がい者の範囲見直し（難病等を追加）
H26	障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、H18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
H27	難病法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
H28	障害者差別解消法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行（一部平成 30 年 4 月施行）	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える
	成年後見制度利用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用促進基本計画の策定 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置

年	主な制度・法律	主な内容
H28	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
H30	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化（地方公共団体）
H31/R1	障害者文化芸術活動推進基本計画策定	・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする
R2	【改正】障害者雇用促進法の施行	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
R3	【改正】障害者差別解消法（令和6年4月施行予定）	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行	・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4	【改正】障害者総合支援法（令和6年4月施行予定）	・グループホームの支援内容の強化 ・基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・多様な就労ニーズに対応するため「就労選択支援」を新規創設

第2章 本市の障害福祉施策をめぐる現状と課題

1 障害福祉サービスに関する政策動向

(1) 障害者総合支援法等の改正

障害福祉サービスの根拠法である障害者総合支援法等については、令和4年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある人の地域生活や就労の支援の強化が図られています。主な改正は以下の通りです。

①障がいのある人の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

共同生活援助（グループホーム）の支援内容が明確化されました。また地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となりました。

②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理を行う就労アセスメントの手法を活用する「就労選択支援」が、新しいサービスとして創設されました。また、重度の障がいのある人の就労機会の拡大のため、短時間勤務についても実雇用率に算定できるようになりました。

③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

医療保護入院の要件の見直しや、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」の創設、精神科病院における虐待防止の取組の強化等の改正が行われました。

④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成の期間の拡大や、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化について定められました。

⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

各データベース（DB）について、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定が整備されました。

⑥その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みが創設されました。

(2) 基本指針の改正

第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画は、いずれも国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」に基づいて策定することが求められており、指針に基づく各種の障害福祉サービスの量の見込や、成果目標を定める必要があります。この度改正された基本指針では、成果目標の設定について、以下の見直しが行われています。

市町村障害福祉計画に関すること

- ◆地域生活支援の充実に関連して、強度行動障害を有する人について、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることが新たに加えられました。
- ◆福祉施設から一般就労への移行等について、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所の5割以上とすることが新たな目標とされました。
- ◆相談支援体制の充実・強化等について、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等が新たに加えられました。

都道府県障害福祉計画に関すること

- ◆福祉就労から一般就労への移行の推進にあたり、各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進することが加えられました。
- ◆障がい児支援の提供体制の整備等について、各都道府県が医療的ケア児支援センターを設置すること、各都道府県及び各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置することが新たに加えられました。

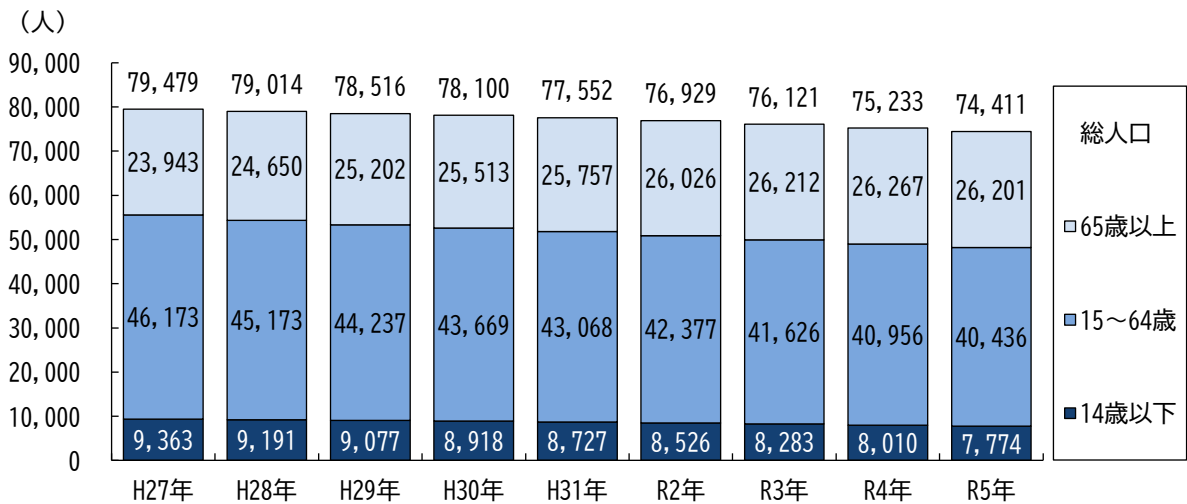
2 各種統計

(1) 年齢別人口の推移

本市の人口は平成27年に8万人を下回り、その後も緩やかな減少傾向となっています。年齢別にみると、14歳以下と15～64歳人口は減少、65歳以上人口は増加から横ばいへと転じています。

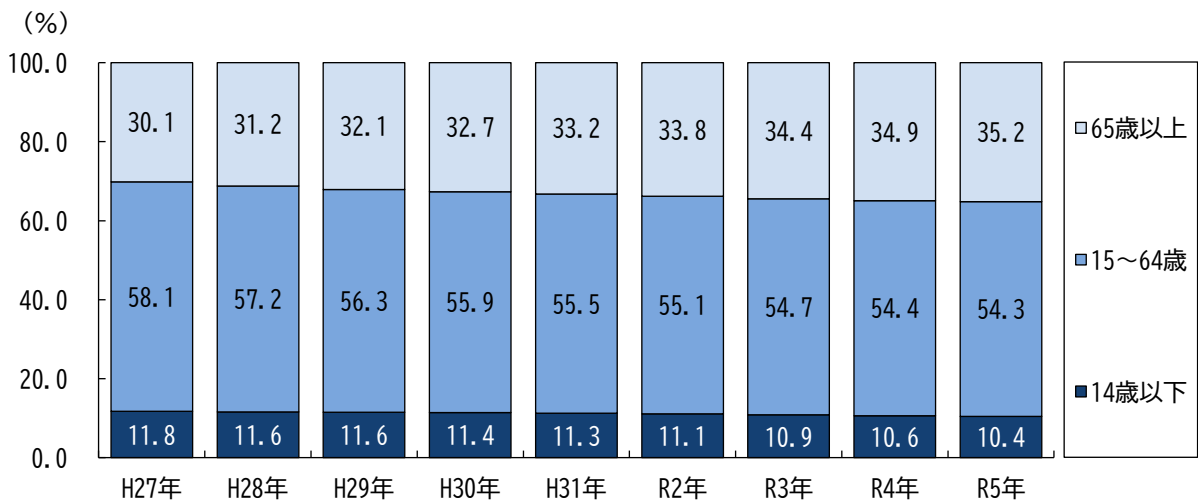
年齢別人口割合をみると、人口の動向と同様に、14歳以下と15～64歳人口の割合が減少する一方で、65歳以上人口の割合（高齢化率）は3割を超えて増加が続いています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：三木市住民基本台帳（各年3月31日時点）

■年齢3区分別人口割合の推移

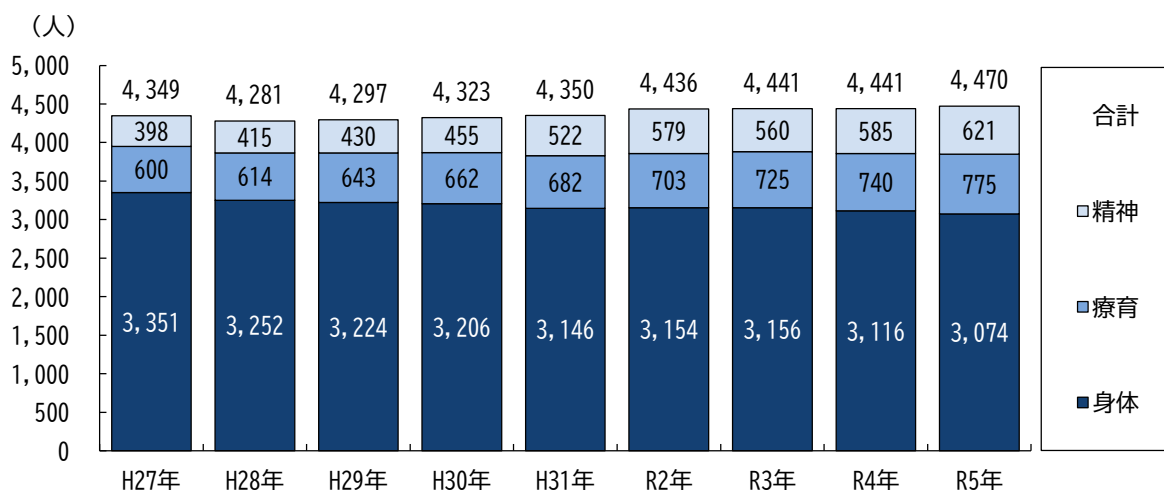


資料：三木市住民基本台帳（各年3月31日時点）

(2) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は令和2年以降はほぼ横ばいで推移しています。人口に占める障害者手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者についてはやや減少傾向、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者については増加傾向となっています。

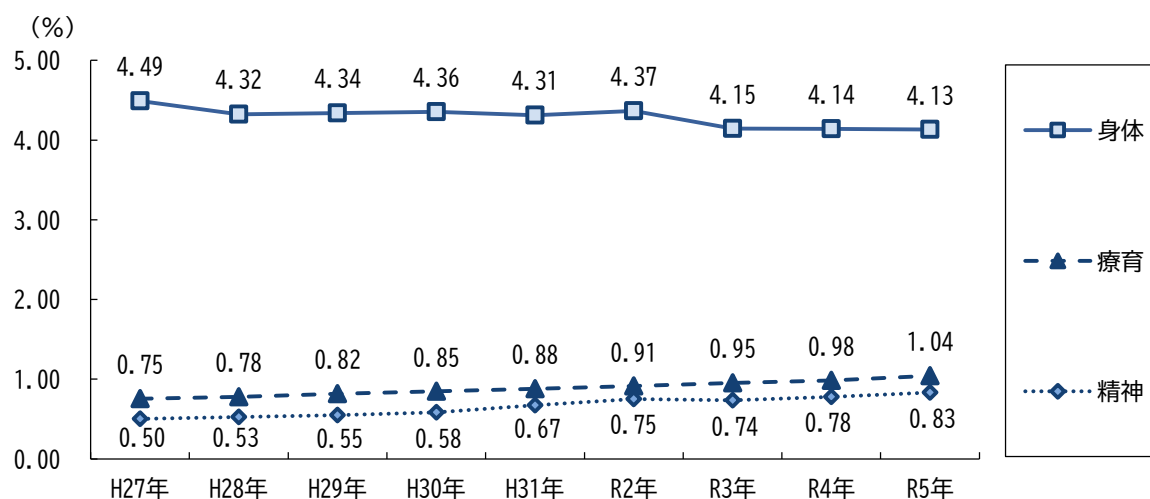
■障害者手帳所持者数の推移



※障がいの状況によって複数の手帳を所持している人は、それぞれの手帳所持者数に数えられていることから、合計の数字は手帳所持者数の実人数とは異なります。

資料：三木市主要施策実績報告書（各年3月31日時点）

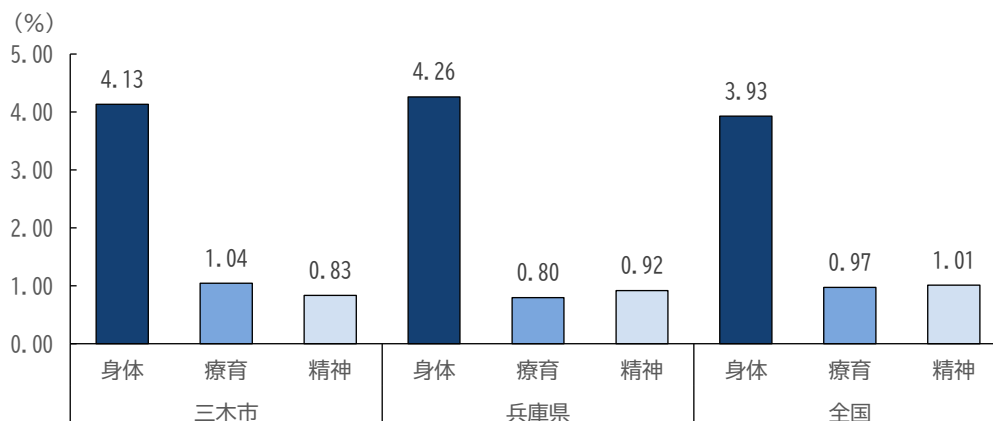
■人口に占める手帳所持者数の割合の推移



資料：三木市主要施策実績報告書（各年3月31日時点）

人口に占める障害者手帳所持者の割合を国・県と比較すると、療育手帳所持者の割合は国・県より高く、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は国・県より低くなっています。

■人口に占める手帳所持者数の割合の比較（令和4年3月末時点）

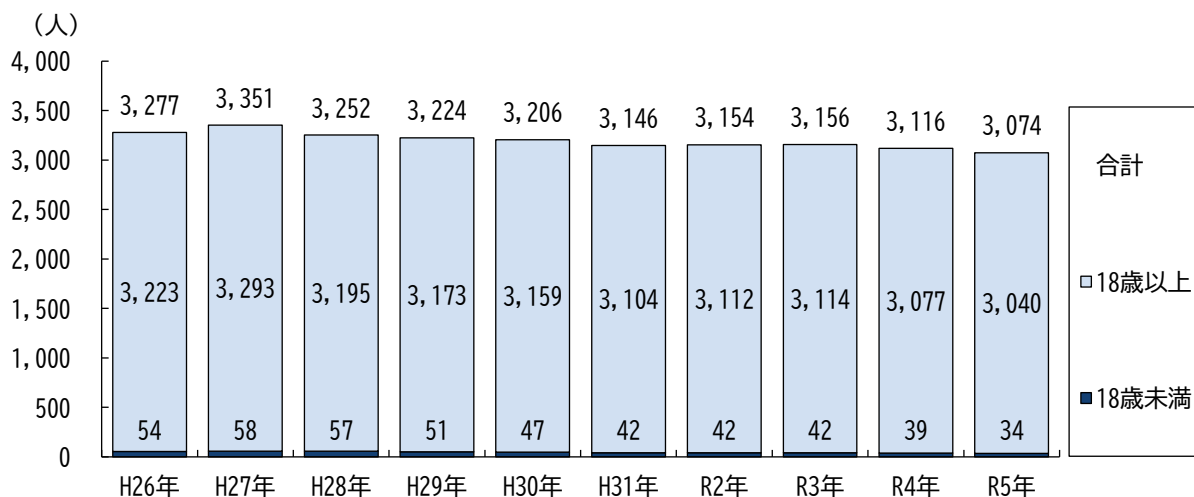


資料：三木市の手帳所持者数：三木市主要施策実績報告書課
 三木市の人口：三木市住民基本台帳
 兵庫県・全国の身体障害者手帳及び療育手帳所持者数：福祉行政報告例
 兵庫県・全国の精神障害者保健福祉手帳所持者数：衛生行政報告例
 兵庫県の人口：兵庫県企画部統計課「兵庫県推計人口」
 全国の人口：総務省統計局「人口推計」

(3) 身体障がいのある人

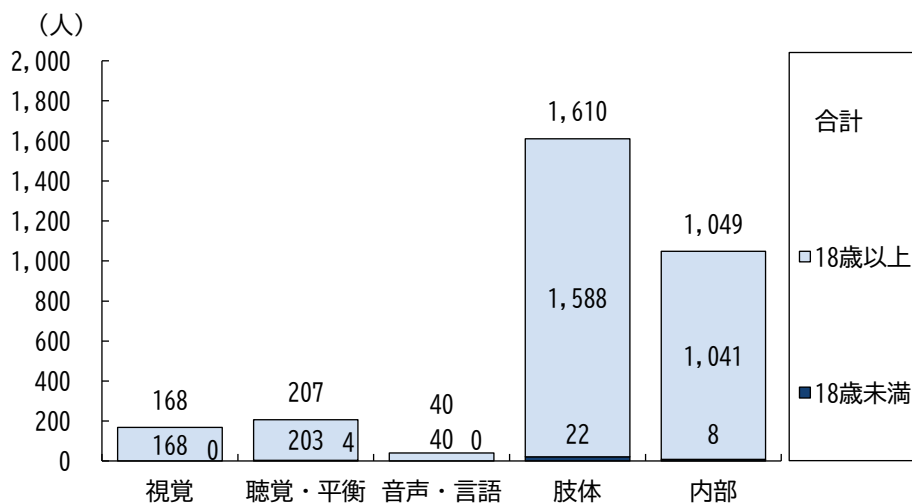
身体障害者手帳所持者数は、18歳以上、未滿ともに、やや減少傾向となっています。
障がい種別の内訳をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多くなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：三木市主要施策実績報告書（各年3月31日時点）

■身体障害者手帳所持者数の障がい種別内訳



※「視覚」は「視覚障がい」、「聴覚・平衡」は「聴覚または平衡機能の障がい」、「音声・言語」は「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい」、「肢体」は「肢体不自由」、「内部」は「心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がい」のことです。

資料：三木市主要施策実績報告書（令和5年3月31日時点）

判定区分別の身体障害者手帳所持者数をみると、全体では障がいの重い1級が最も多く、次いで4級が多くなっています。内部障がいのある人については1級の割合が特に多くなっています。

■判定区分別身体障害者手帳所持者数

(人)

区分	視覚		聴覚・平衡		音声・言語		肢体		内部		総数	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
1級	0	55	0	7	0	1	11	278	5	622	16	963
2級	0	50	2	41	0	3	7	272	0	22	9	388
3級	0	9	1	25	0	20	1	251	2	142	4	447
4級	0	13	0	56	0	16	3	432	1	255	4	772
5級	0	27	0	0	—	—	0	253	—	—	0	280
6級	0	14	1	74	—	—	0	102	—	—	1	190
計	0	168	4	203	0	40	22	1,588	8	1,041	34	3,040

※判定区分の内訳は障がいの種別によって異なります。障がいの程度は1級が最も重く、6級が最も軽くなっています。

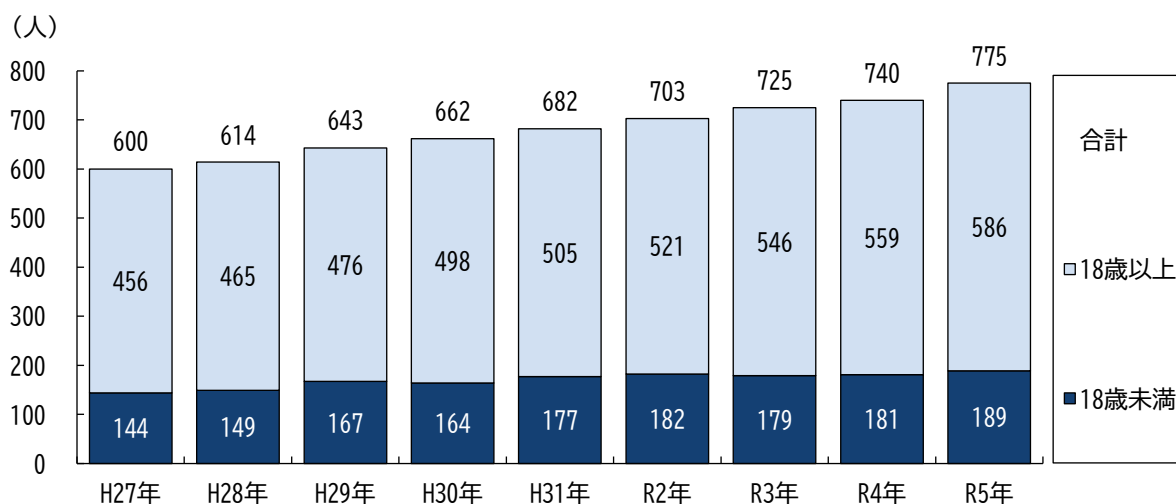
資料：三木市障害福祉課（令和5年3月31日時点）

(4) 知的障がいのある人

療育手帳所持者数は近年増加傾向です。18歳未満と18歳以上のいずれも増加を続けています。

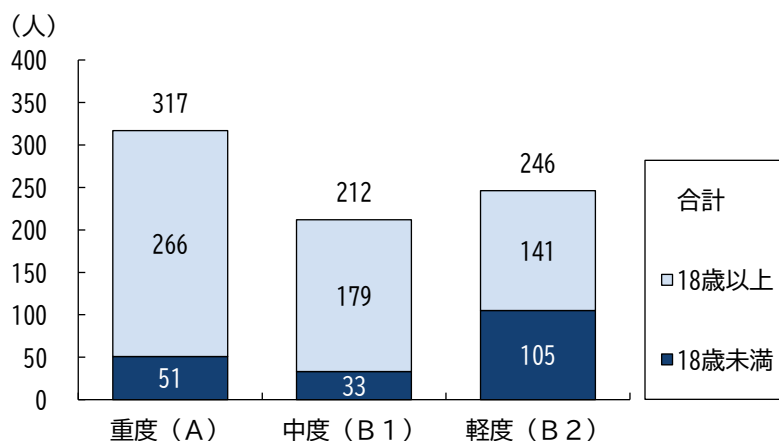
判定区分別の療育手帳所持者数をみると、全体ではA判定が最も多くなっていますが、18歳未満では、B2判定が最も多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：三木市主要施策実績報告書（各年3月31日時点）

■判定区分別療育手帳所持者数



※療育手帳の判定区分は、兵庫県では、重度（A）は「自他の意思の交換及び環境への適応が困難であって、基本的な日常生活に絶えず注意と介助を必要とし、成人になっても自立困難とされるもの」、中度（B1）は「新しい事態の変化に適応する能力に乏しく、他人の助けや指導によって、自己の身辺のことがらを処理しうるもの」、軽度（B2）は「日常生活にさしつかえない程度に自ら身辺のことがらを処理できるが、抽象的な思考推理が困難なもの」とされています。

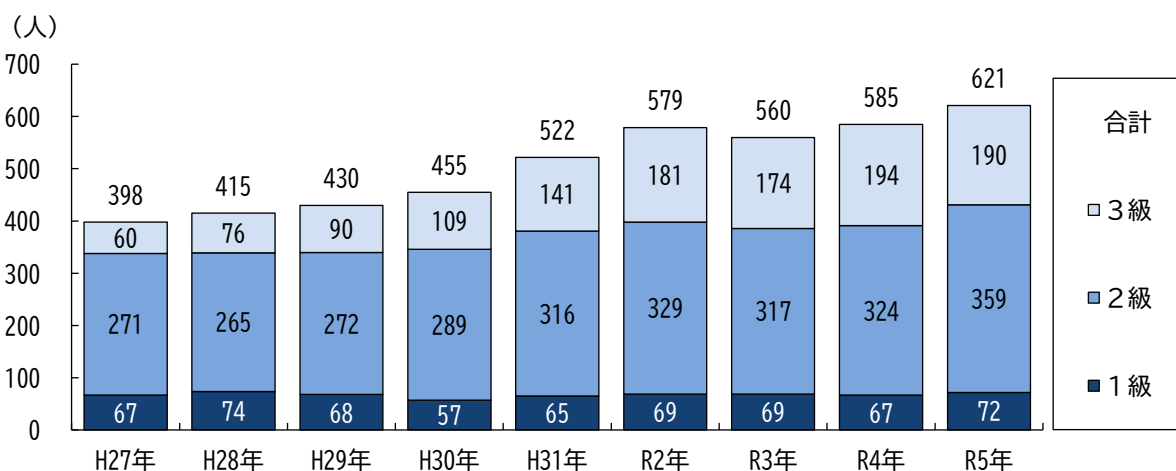
資料：三木市主要施策実績報告書（各年3月31日時点）

(5) 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成29年から令和2年にかけて増加し、その後は横ばいとなっています。

精神障がいのある人については、手帳を所持していない人も少なくないことから、自立支援医療（精神通院）の受給者数についても併せて確認する必要があります。精神障害者保健福祉手帳所持者数と比較すると、400～600人程度多く推移しており、手帳所持者以外にも医療的な支援が必要な人がいることが示されています。

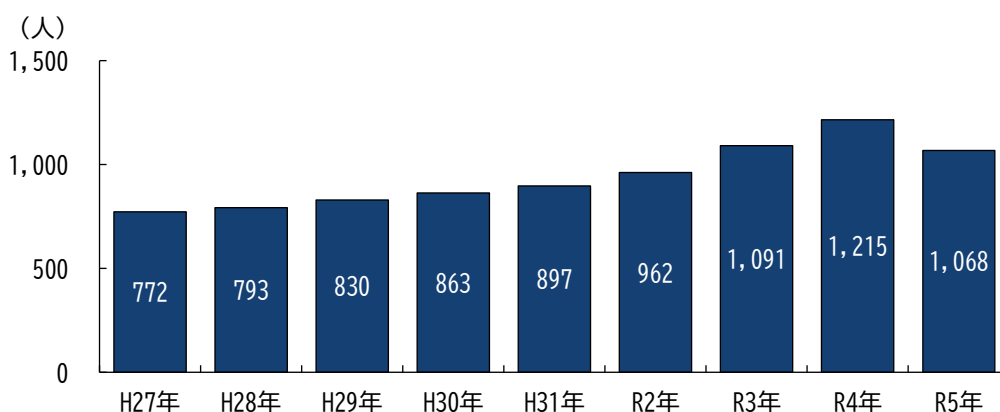
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



※障害等級について厚生労働省では、1級は「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」、2級は「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」、3級は「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度」としています。

資料：三木市主要施策実績報告書（各年3月31日時点）

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



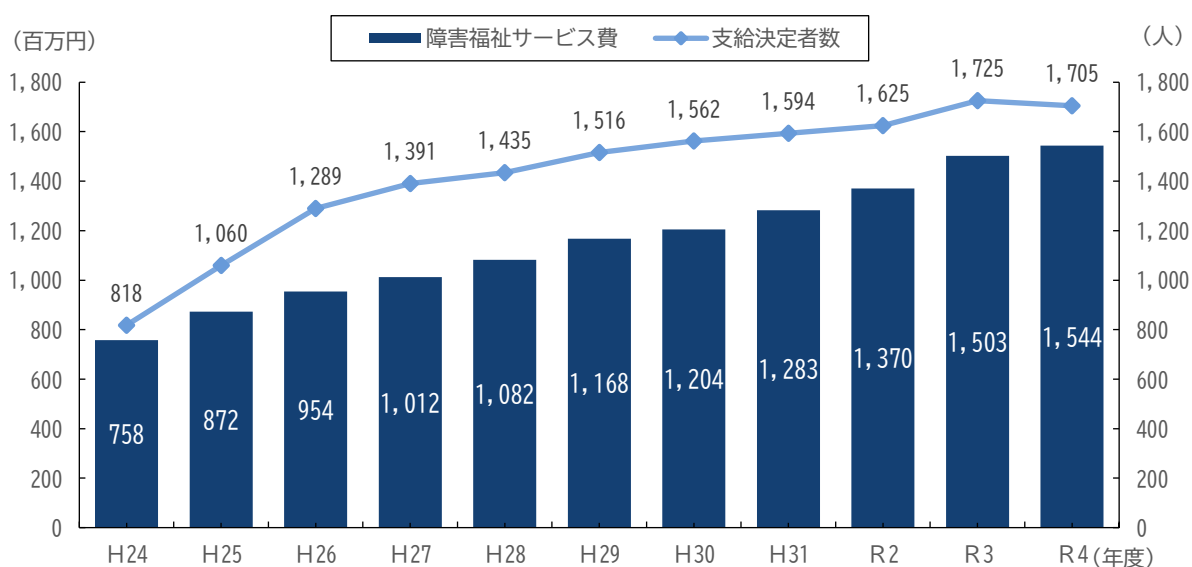
※自立支援医療（精神通院医療）制度は、通院による精神医療を続ける必要がある病状の人に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。対象となるのはすべての精神疾患で、次のようなものが含まれます。統合失調症／うつ病、躁うつ病などの気分障害／不安障害／薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症／知的障害／強迫性人格障害など「精神病質」／てんかん等。

資料：三木市主要施策実績報告書（各年3月31日時点）

(6) 障害福祉サービス費・受給者数の推移

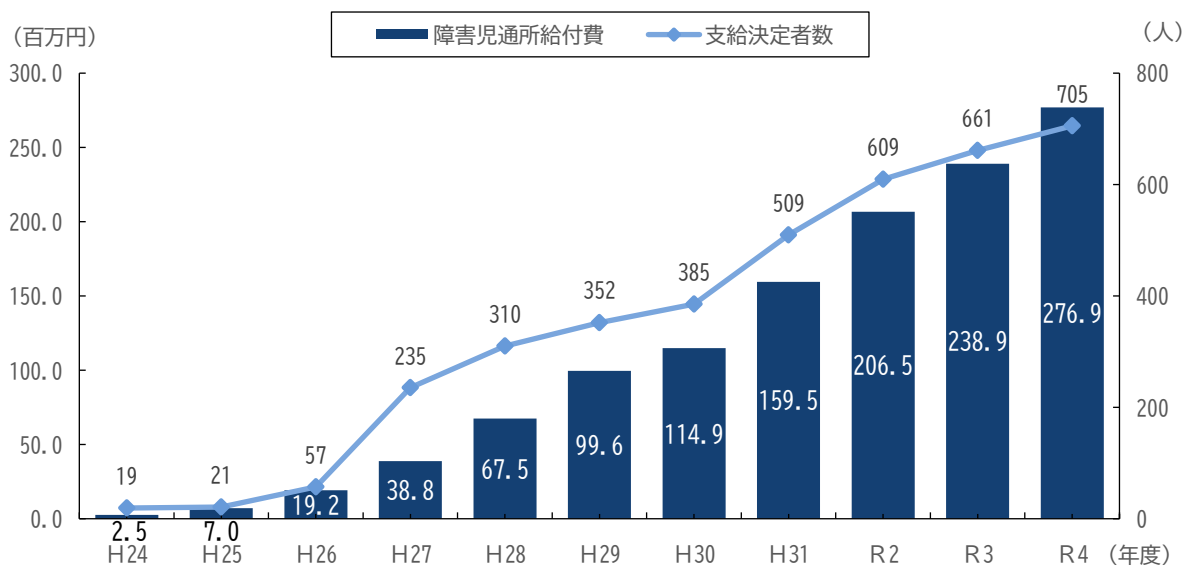
本市の障害福祉サービス費と障害児通所給付費は、いずれも増加が続いています。受給者数（支給決定者数）についても、障害福祉サービスの令和4年度で初めて減少がありましたがおおむね増加傾向が続いています。

■障害福祉サービス費と受給者数の推移



資料：三木市主要施策実績報告書（各年3月31日時点）

■障害児通所給付費と受給者数の推移



資料：三木市主要施策実績報告書（各年3月31日時点）

3 各種調査結果からみる三木市の現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、本市に居住する障がいのある人や支援を必要とする子どものニーズ、障がいのある人や保護者による団体のニーズ、障害福祉サービスの担い手である事業所の状況等を把握し、今後の本市の障害福祉施策を推進していくための基礎資料とするため、各種のアンケート調査を実施しました。

各調査の概要は下表の通りです。

また、主な調査結果について、次ページ以降にまとめています。

■各種アンケート調査の概要

① 障がいのある人に対するアンケート調査

- ◇調査期間：令和5年9月13日～9月28日
- ◇調査対象：三木市に居住する19歳以上の障がいのある人900人
- ◇調査方法：郵送によって調査票を配付し、回収は郵送またはインターネットを通じた回答のいずれかを回答者が選択する方式で実施。
- ◇回収率：配布900、有効回収449、有効回収率49.9%

② 支援の必要な子どもに対するアンケート調査

- ◇調査期間：令和5年9月13日～9月28日
- ◇調査対象：三木市に居住する18歳以下の障がいのある人（またはその保護者）300人
- ◇調査方法：郵送によって調査票を配付し、回収は郵送またはインターネットを通じた回答のいずれかを回答者が選択する方式で実施。
- ◇回収率：配布300、有効回収155、有効回収率51.7%

③ 障害福祉サービス事業所に対するアンケート調査

- ◇調査期間：令和5年9月13日～9月28日
- ◇調査対象：三木市内で障害福祉サービス事業に携わる事業所87事業所
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収
- ◇回収率：配布87、有効回収62、有効回収率71.3%

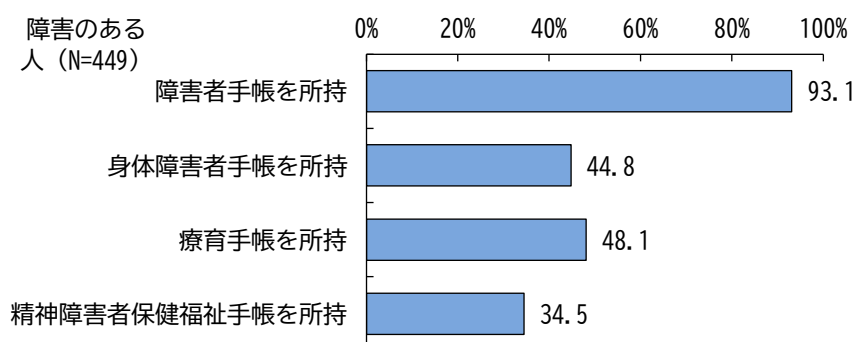
④ 障がい者団体に対するアンケート調査

- ◇調査期間：令和5年9月13日～9月28日
- ◇調査対象：三木市で活動する障がいのある人や保護者による当事者団体3団体
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収
- ◇回収率：配布3、有効回収3、有効回収率100.0%

(2) 障がいのある人に対するアンケート調査の主な結果について

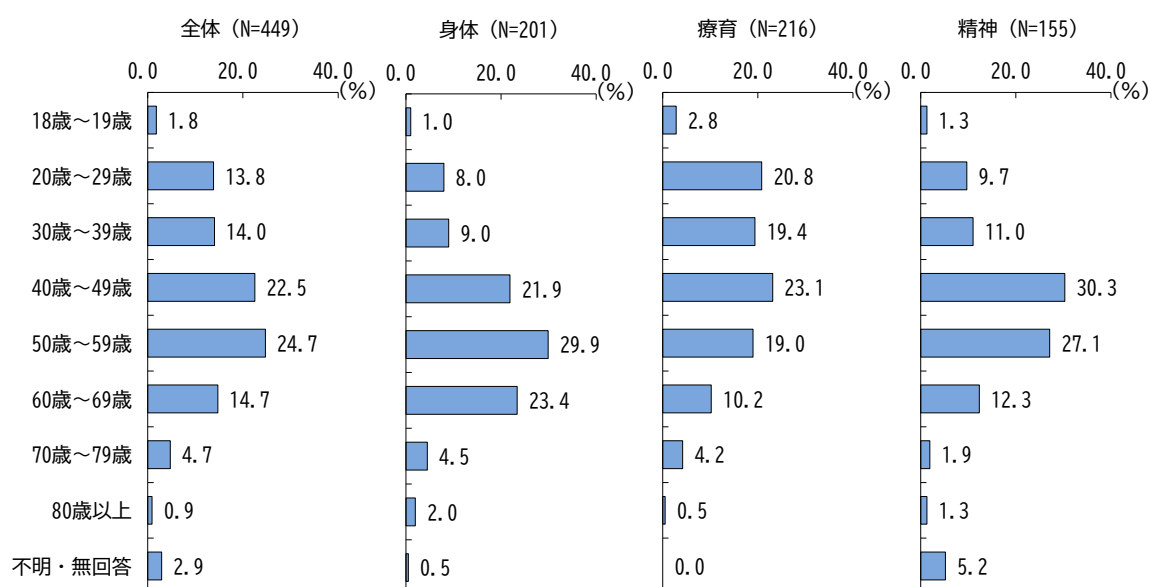
○調査に回答した人(449人)のうち、93.1%(418人)がいずれかの障害者手帳の交付を受けており、身体障害者手帳を所持している人(〔身体〕)が44.8%(201人)、療育手帳を所持している人(〔療育〕)が48.1%(216人)、精神障害者保健福祉手帳を所持している人(〔精神〕)が34.5%(155人)となっています。

■障がいのある人に対するアンケート回答者の障害者手帳所持の状況



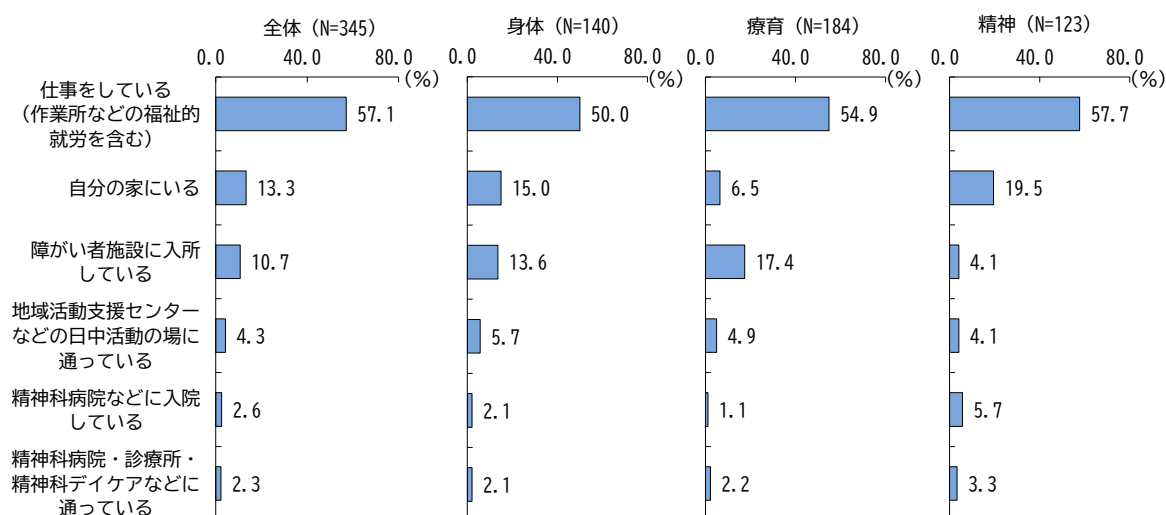
○回答者の年齢は、〔身体〕は40歳から69歳がそれぞれ20~30%、〔療育〕は20歳から59歳がそれぞれ20%前後、〔精神〕は40歳から59歳がそれぞれ30%前後で、他の年齢層より多くなっています。

■あなたの年齢はおいくつですか



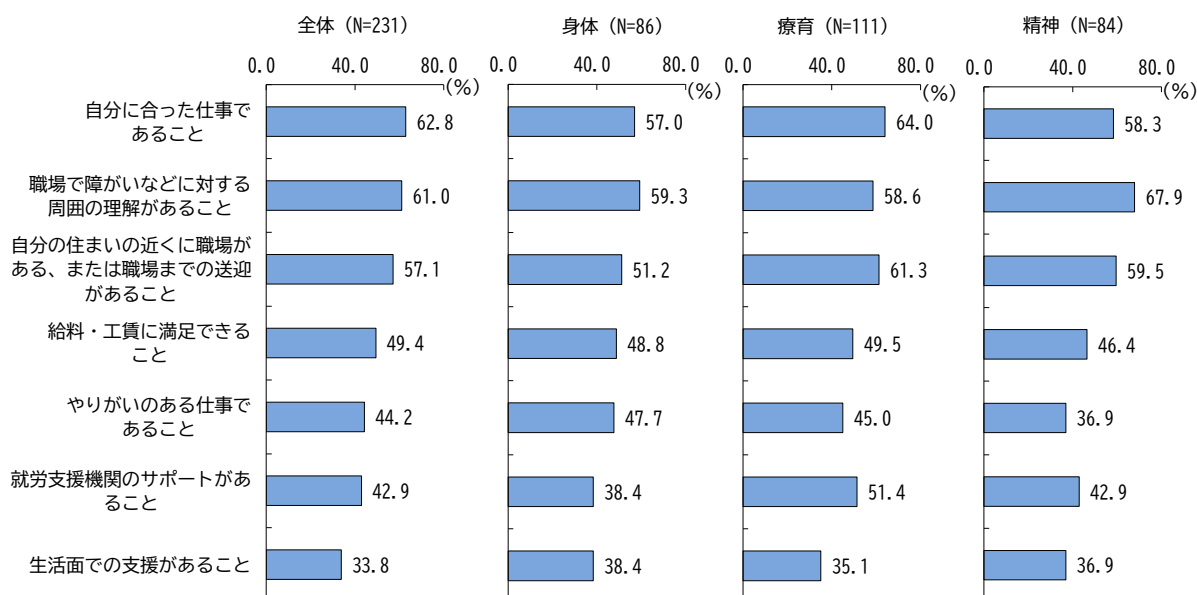
○平日の昼間の過ごし方については、60歳未満の集計で、いずれの障がいについても「仕事をしている（作業所などの福祉的就労を含む）」が最も多くなっています。仕事をしている人の勤務先については、いずれの障がいについても「就労継続支援B型事業所」が最も多く、次いで〔身体〕では「会社などで正社員として勤務」、〔療育〕〔精神〕では「会社などで非常勤職員（パート・アルバイトなど）として勤務」が多くなっています。

■あなたは平日の昼間、主にどのようにして過ごしていますか（60歳未満の集計、「その他」「無回答」以外）



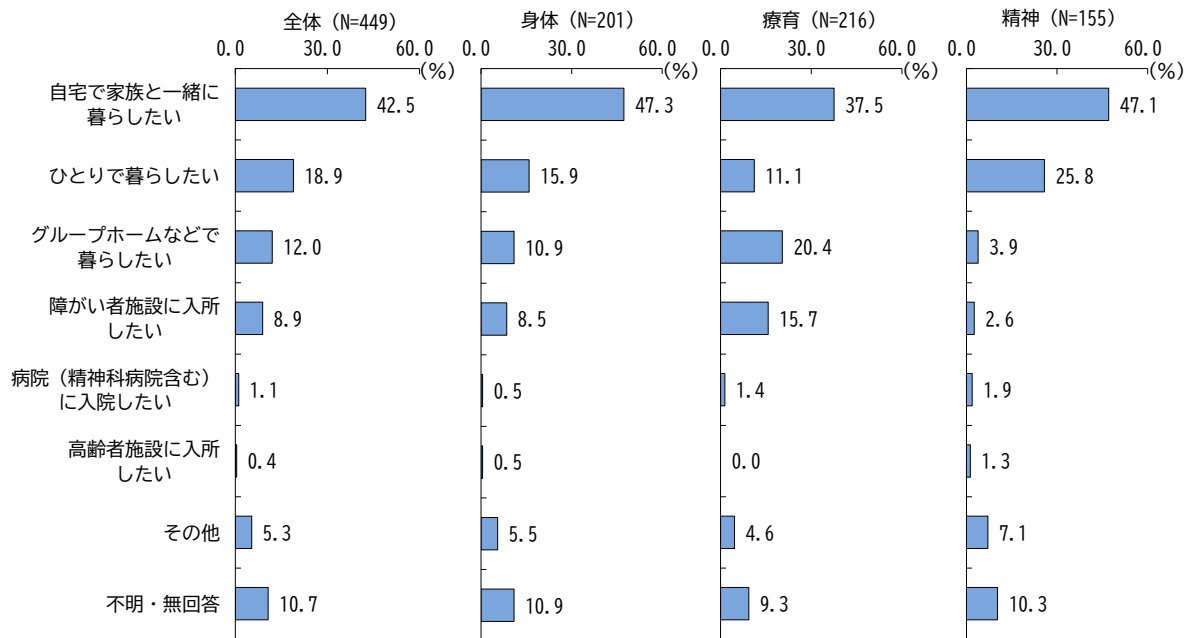
○働き続けるために必要なことでは、〔身体〕〔精神〕では「職場で障がいなどに対する周囲の理解があること」、〔療育〕では「自分に合った仕事であること」が最も多くなっています。

■あなたは働き続けるために、どのようなことが必要と思いますか（複数回答、仕事をしている人のみ、上位項目のみ）



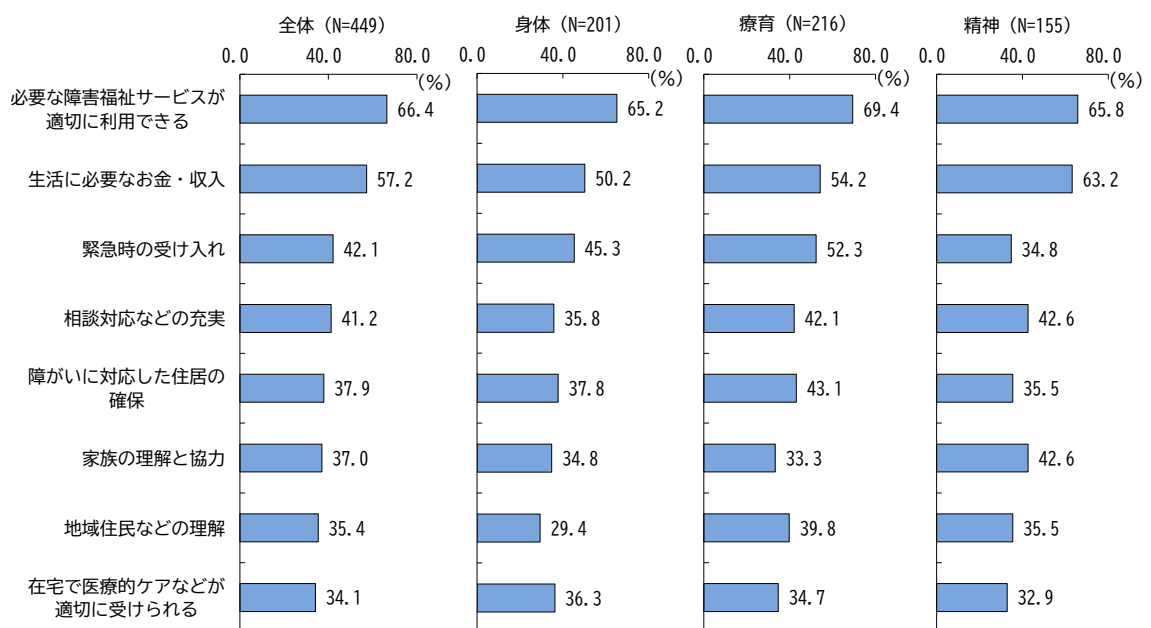
○将来希望する暮らし方については、いずれの障がいについても「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が最も多く、次いで〔身体〕〔精神〕では「ひとりで暮らしたい」、〔療育〕では「グループホームなどで暮らしたい」が多くなっています。

■あなたは将来、(今のままでよいという方も含めて)、どのように暮らしたいと思いますか



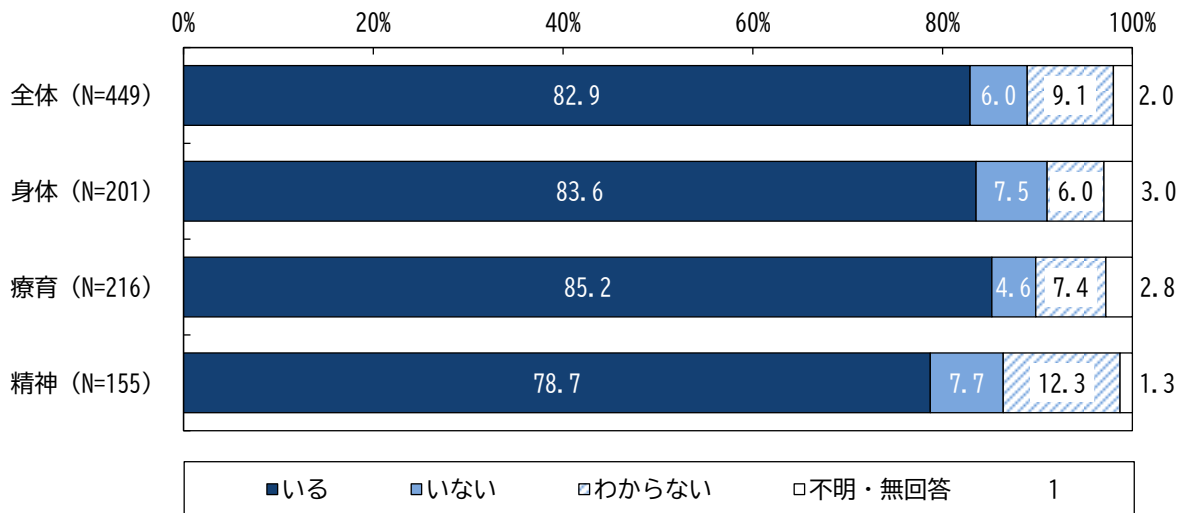
○住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにあればよい支援については、いずれの障がいについても「必要な障害福祉サービスが適切に利用できる」が最も多く、次いで「生活に必要なお金・収入」が多くなっています。〔療育〕では「緊急時の受け入れ」も5割を超える回答があります。

■あなたは障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、どのような支援があれば良いと思いますか（複数回答、上位項目のみ）



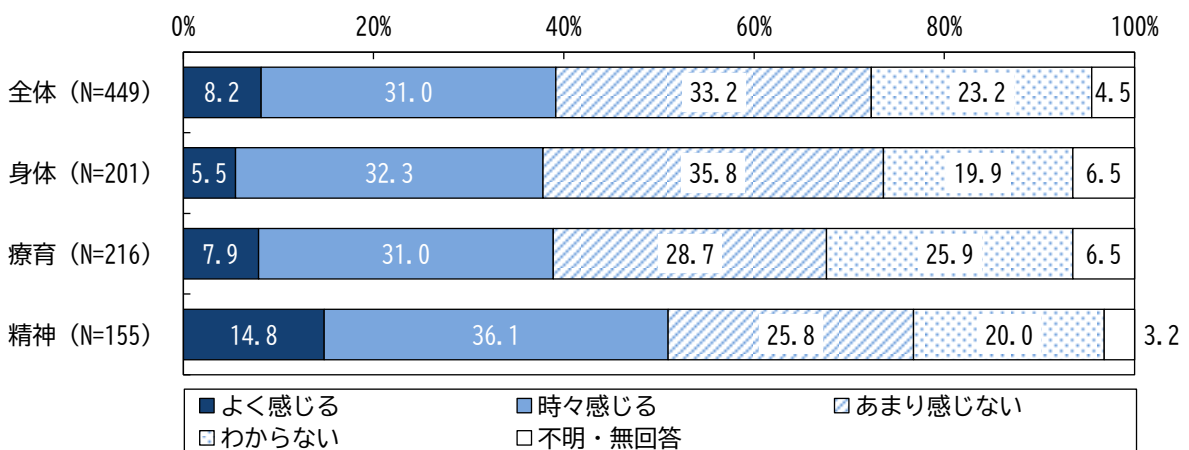
○不安や悩みごと、困ったことが起きたとき相談する相手については、〔精神〕で「いない」が7.7%、「わからない」が12.3%となっており、他の障がいより相談相手がいるという回答が少なくなっています。相談相手については、いずれの障がいについても「家族や親せき」が最も多く、次いで〔身体〕〔精神〕では「医師・看護師・医療関係者」、〔療育〕では「通所・入所施設の職員」が多くなっています。

■あなたは、不安や悩みごと、困ったことが起きたとき相談する相手がありますか



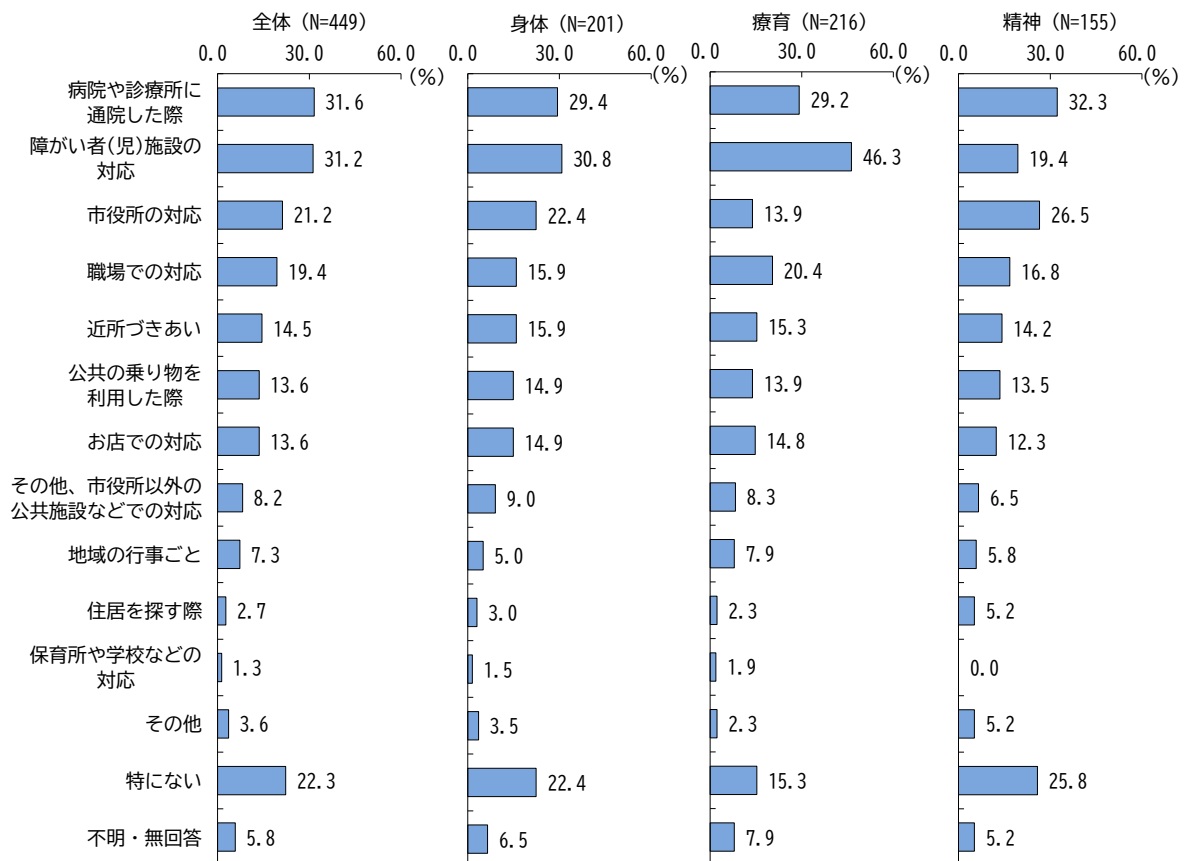
○差別や偏見を感じたことについては、〔身体〕では「あまり感じない」、〔療育〕〔精神〕では「時々感じる」が最も多くなっています。〔精神〕では5割以上が「よく感じる」「時々感じる」と回答しています。感じる場面については、全体では「公共の乗り物を利用した際」が最も多く、次いで「近所づきあい」「お店での対応」が多くなっています。〔身体〕〔療育〕では「公共の乗り物を利用した際」、〔精神〕では「近所づきあい」が最も多くなっています。

■あなたは普段生活をしていて、障がいのある方に対する差別や偏見を感じたことがありますか



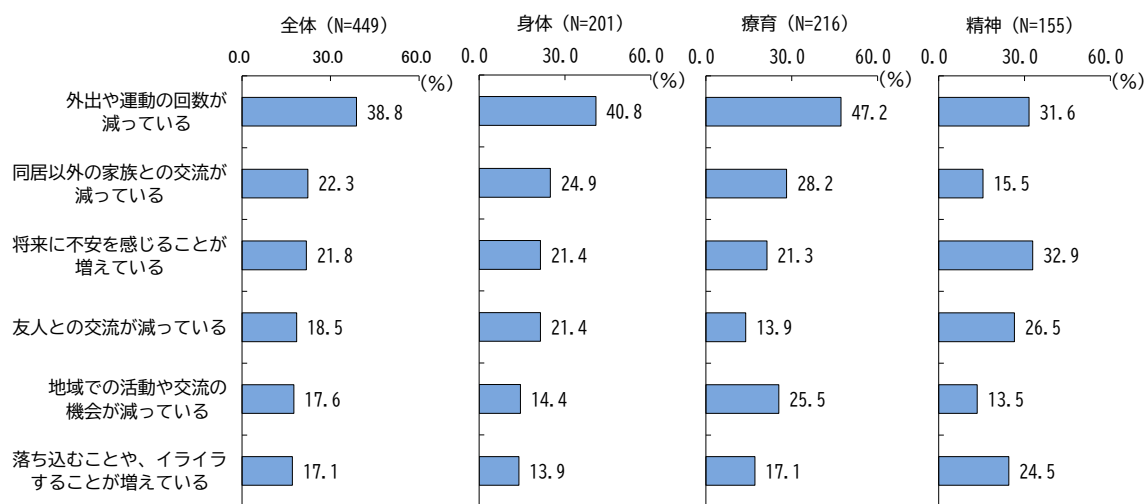
○自分の障がいに応じた配慮や調整を受けられたり、障がいにかかわらず用事や活動をしやすいと感じられる場面については、〔身体〕〔療育〕では「障がい者(児)施設の対応」が最も多く、次いで「病院や診療所に通院した際」が多くなっています。〔精神〕では「病院や診療所に通院した際」が最も多く、次いで「市役所の対応」が多くなっています。これ以外では、〔身体〕の「市役所の対応」、〔療育〕の「職場での対応」は20%を超えています。また、「特にない」という回答が、〔身体〕で22.4%、〔療育〕で15.3%、〔精神〕25.8%となっています。

■あなたが自分の障がいに応じた配慮や調整を受けられたり、障がいにかかわらず用事や活動をしやすいと感じられるのはどのようなときですか（複数回答）



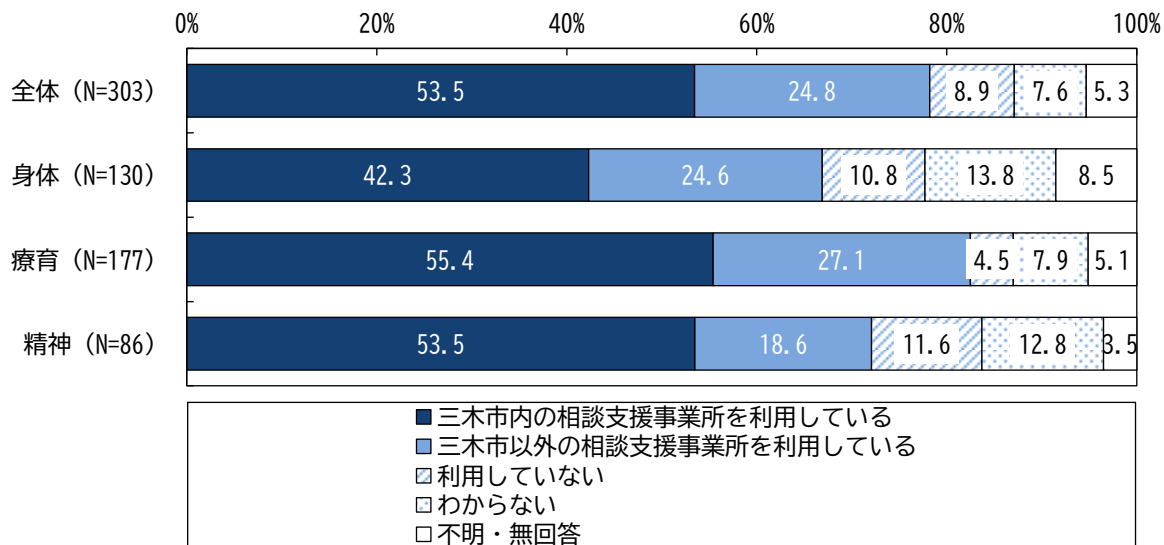
○新型コロナウイルス感染症の流行以降の生活の変化については、〔身体〕〔療育〕では「外出や運動の回数が減っている」が最も多く、次いで「同居以外の家族との交流が減っている」が多くなっています。〔精神〕では「将来に不安を感じることが増えている」が最も多く、次いで「外出や運動の回数が減っている」が多くなっています。

■新型コロナウイルス感染症の流行があつてから、あなたの生活に次のような変化はありますか（複数回答、上位項目のみ）



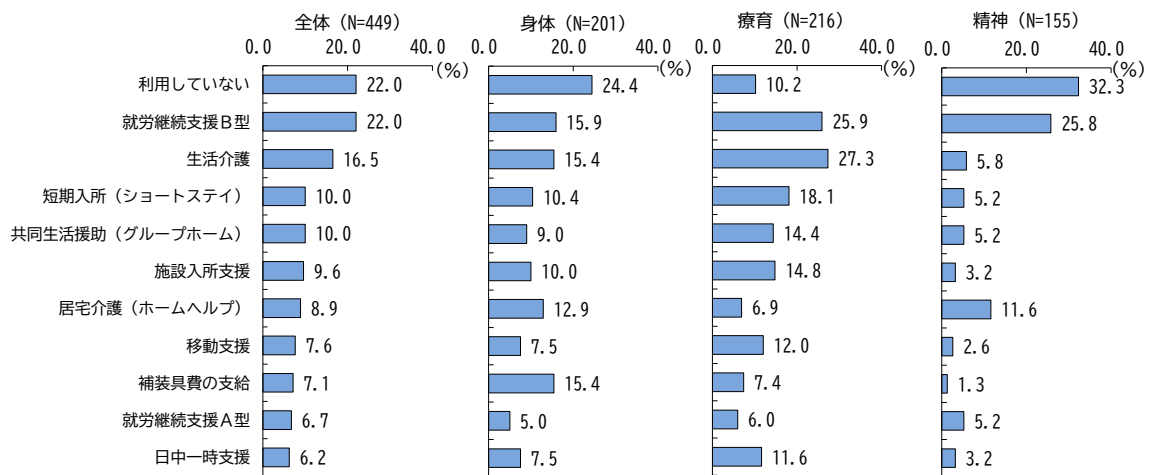
○計画相談支援を利用しているのは、何らかの障害福祉サービス等を利用している人の中では、〔身体〕で66.9%、〔療育〕で82.5%、〔精神〕で72.1%となっています。また、前回はいずれの障がいも10%未満だった「三木市以外の相談支援事業所を利用している」の割合が、〔身体〕で24.6%、〔療育〕で27.1%、〔精神〕で18.6%と増加しています。

■あなたは計画相談支援を利用していますか（障害福祉サービス等利用者のみ）

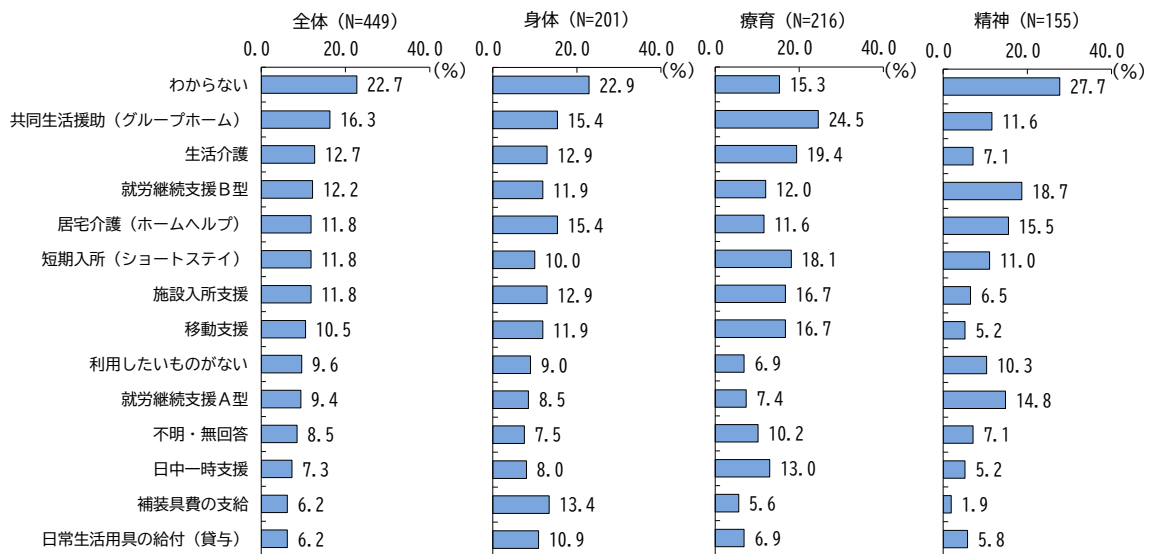


○利用している障害福祉サービス等については、〔身体〕〔精神〕では「就労継続支援B型」、〔療育〕では「生活介護」が最も多くなっています。将来利用したいと思うサービスについては、現在の利用状況とほぼ同様の傾向ですが、〔療育〕の「共同生活援助（グループホーム）」は現在利用しているサービスの回答（14.4%）と比べて将来利用したいという回答（24.5%）が10ポイント以上多く、将来的なニーズが大きいことがうかがえます。なお、60歳未満の集計でもほぼ同様の傾向となっています。

■あなたは以下の障害福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用していますか（複数回答、上位項目のみ）

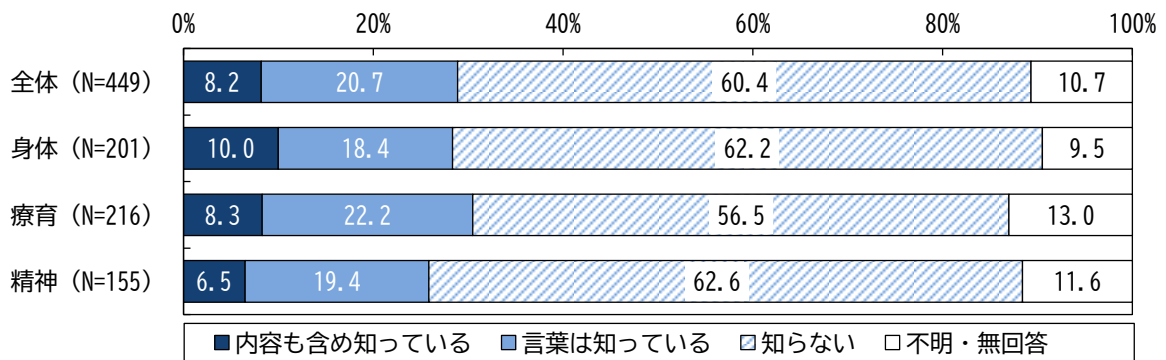


■あなたが将来利用したいと思う障害福祉サービスまたは地域生活支援事業を以下より選んでください（複数回答、上位項目のみ）

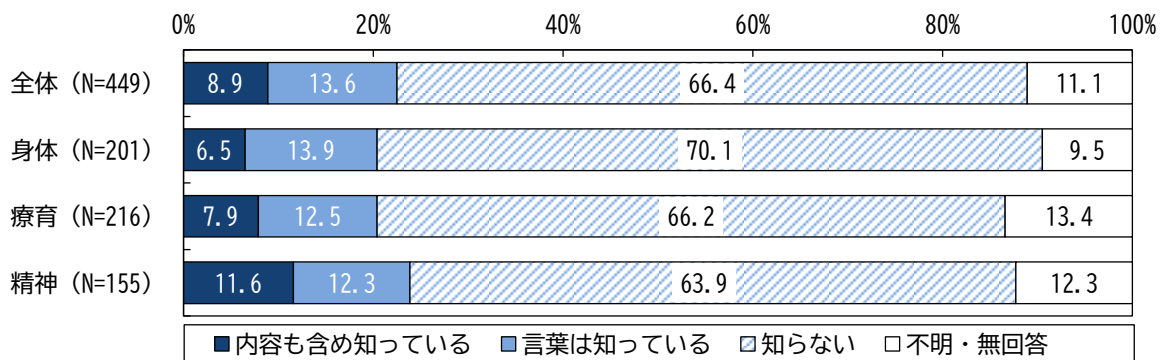


○障害福祉に関する言葉の認知については、「内容も含め知っている」が最も多い「成年後見制度」で21.8%、それ以外の「災害時要援護者制度」「障害者差別解消法」「障害者虐待防止法」「合理的配慮」については1割前後にとどまっています。そのうち、「障害者虐待防止法」については「言葉は知っている」が3割前後とやや多くなっていますが、それ以外の言葉は「知らない」が半数を超えています。

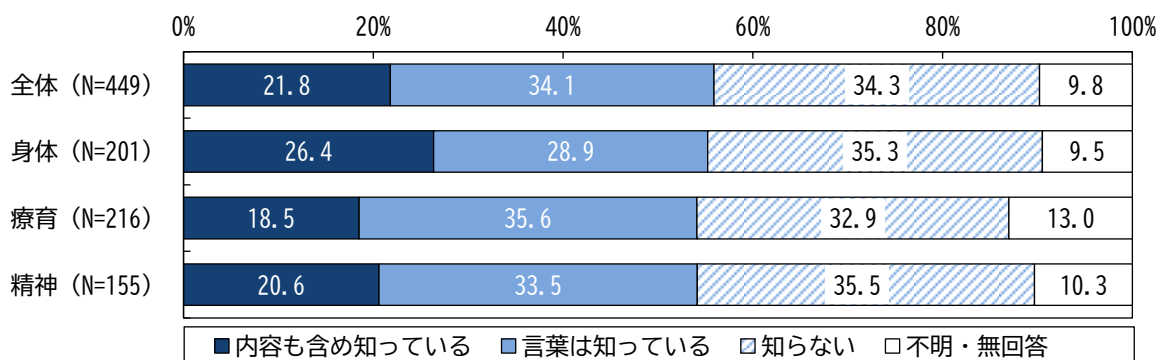
■あなたは、次の言葉をどれくらい知っていますか：障害者差別解消法



■あなたは、次の言葉をどれくらい知っていますか：合理的配慮

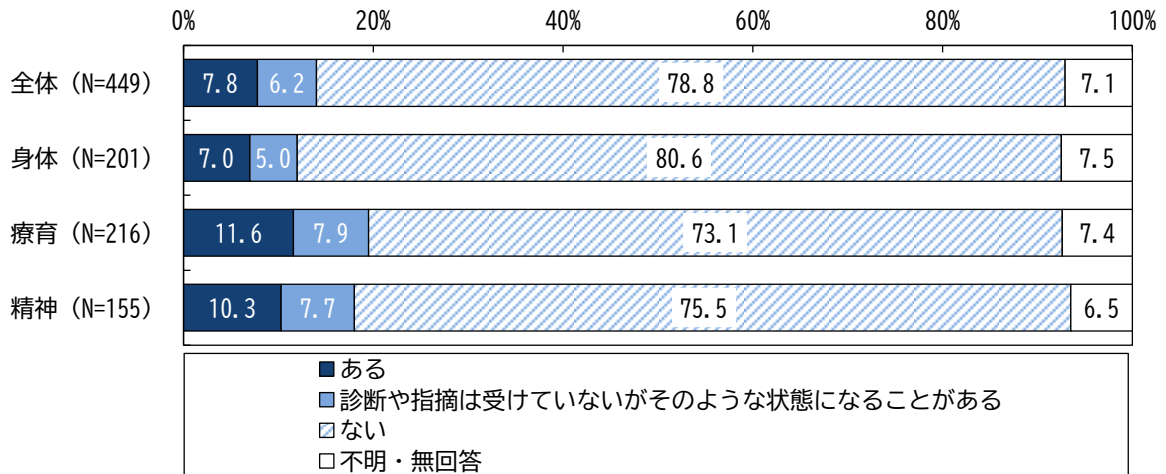


■あなたは、次の言葉をどれくらい知っていますか：成年後見制度



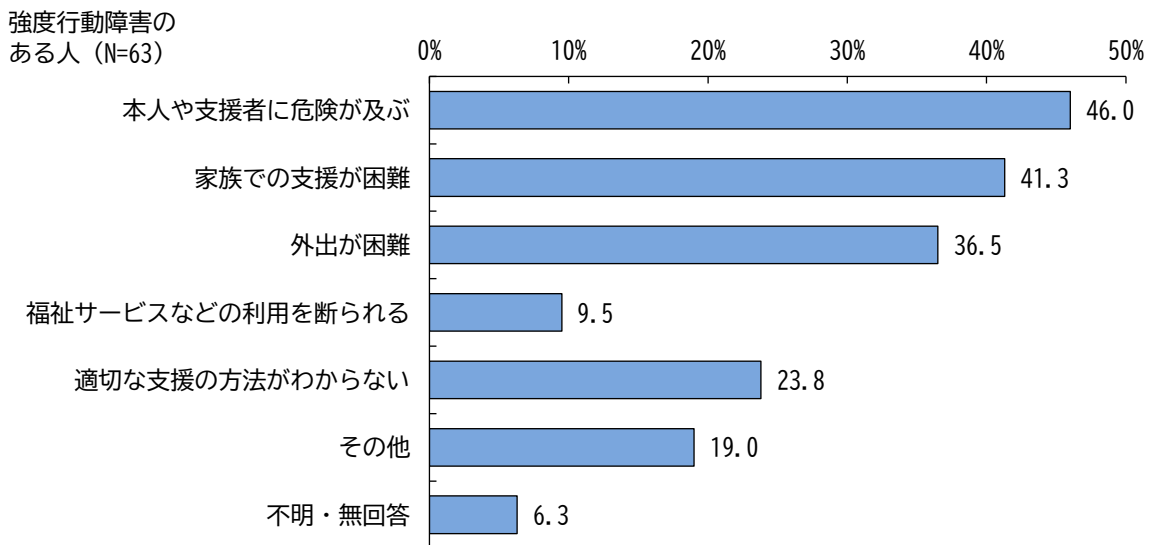
○強度行動障害（危険な行動や自傷、他害、強いこだわり、物を壊すなどの周囲に影響を及ぼす行動が多くなり、特に配慮された支援が必要な状態）という診断や指摘を受けたり、障害福祉サービス受給者証に記載されたりしているかどうかについては、〔療育〕の11.6%が「ある」、7.9%が「診断や指摘は受けていないがそのような状態になることがある」と回答しています。

■あなたは、強度行動障害（危険な行動や自傷、他害、強いこだわり、物を壊すなどの周囲に影響を及ぼす行動が多くなり、特に配慮された支援が必要な状態）という診断や指摘を受けたり、障害福祉サービス受給者証に記載されたりしていますか



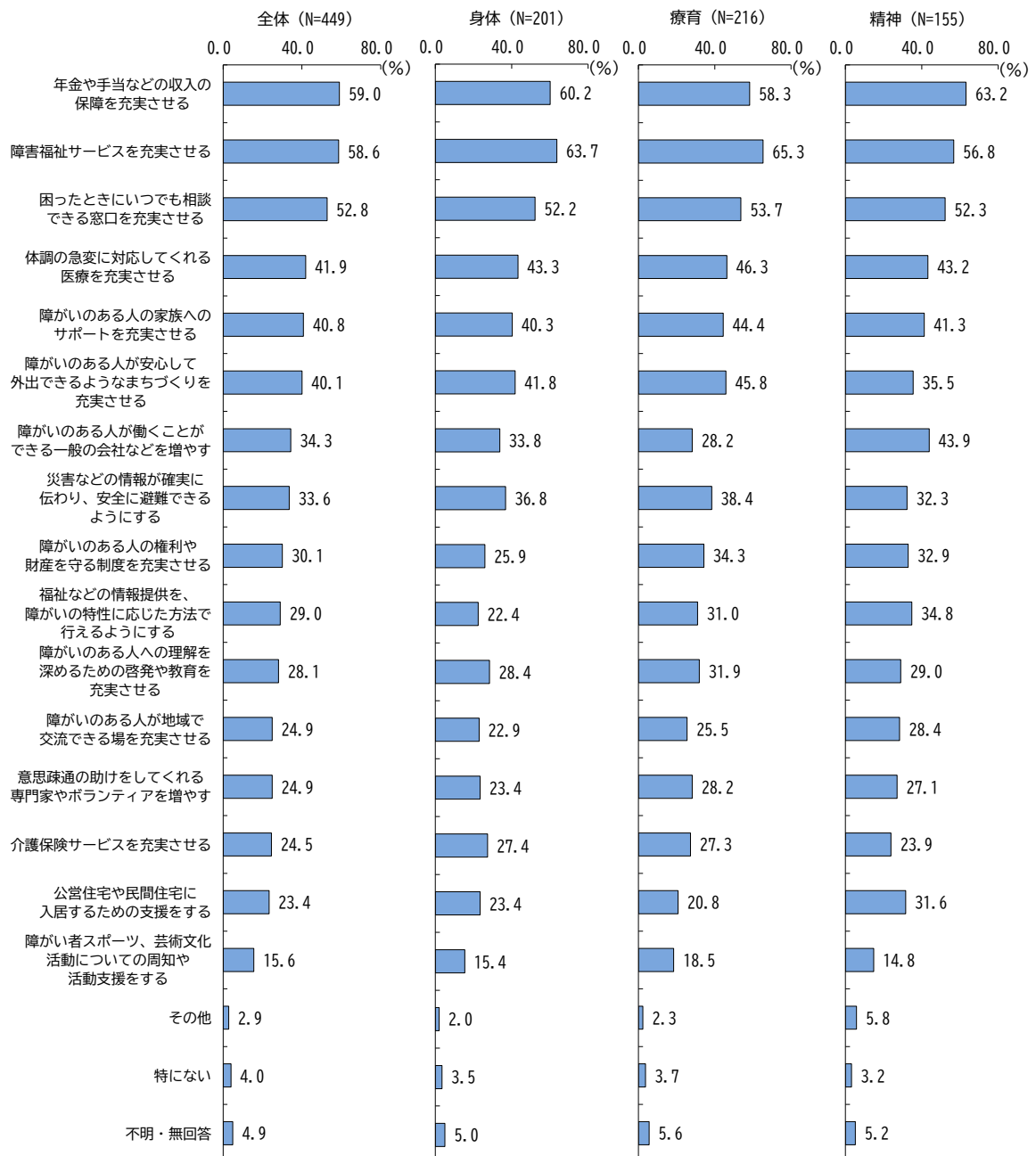
○強度行動障害があるために起こる問題については、「本人や支援者に危険が及ぶ」が46.0%で最も多く、次いで「家族での支援が困難」が41.3%、「外出が困難」が36.5%となっています。

■強度行動障害（またはそれに近い状況）があるために、次のような問題が起こることはありますか（強度行動障害のある人のみ）



○行政などの取組として重要なことでは、いずれの障がいについても「年金や手当などの収入の保障を充実させる」「障害福祉サービスを充実させる」「困ったときにいつでも相談できる窓口を充実させる」が多くなっています。

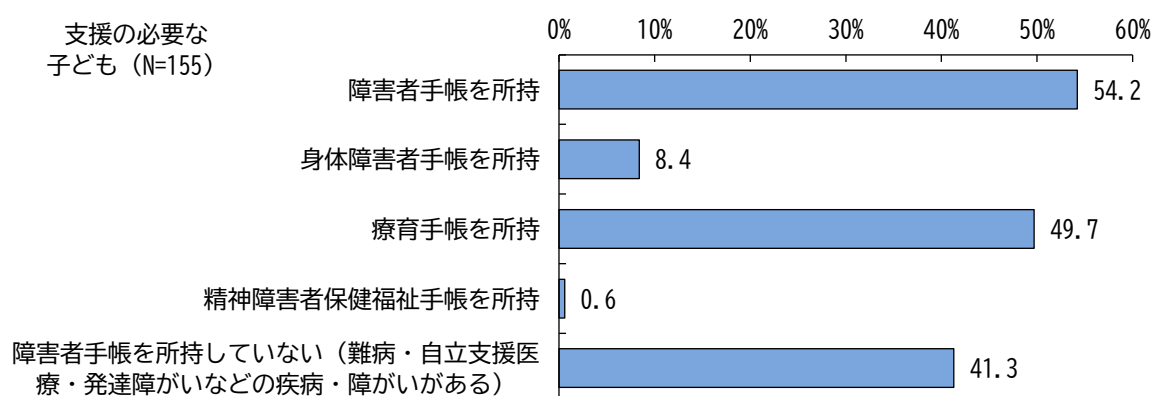
■あなたは障がいのある方に対する支援を充実していくために、行政などがどのような取組をしていくことが重要だと思いますか（複数回答）



(3) 支援の必要な子どもに対するアンケート調査の主な結果について

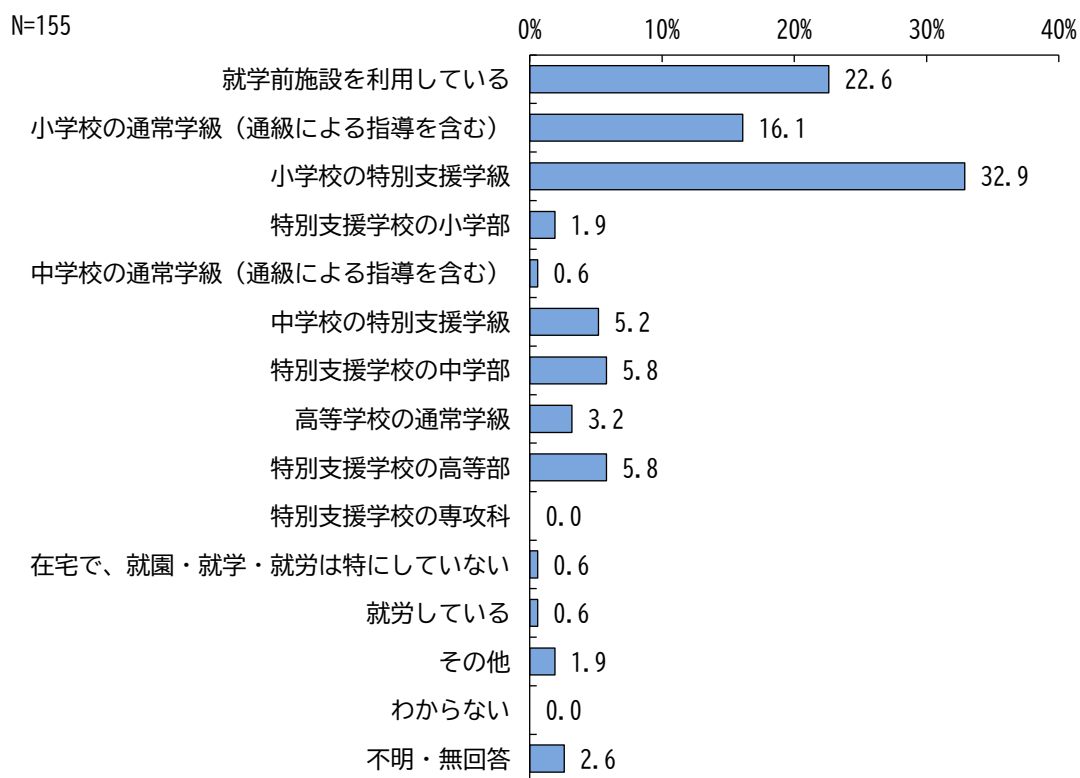
○回答のあった支援の必要な子ども（155件）のうち、「身体障害者手帳を所持」が8.4%、「療育手帳を所持」が49.7%、「精神障害者保健福祉手帳を所持」が0.6%で、全体では54.2%が障害者手帳を所持しており、41.3%が「障害者手帳を所持していない（難病・自立支援医療・発達障がいなどの疾病・障がいがある）」と回答しています。

■支援の必要な子どもに関するアンケート回答者の障害者手帳所持の状況



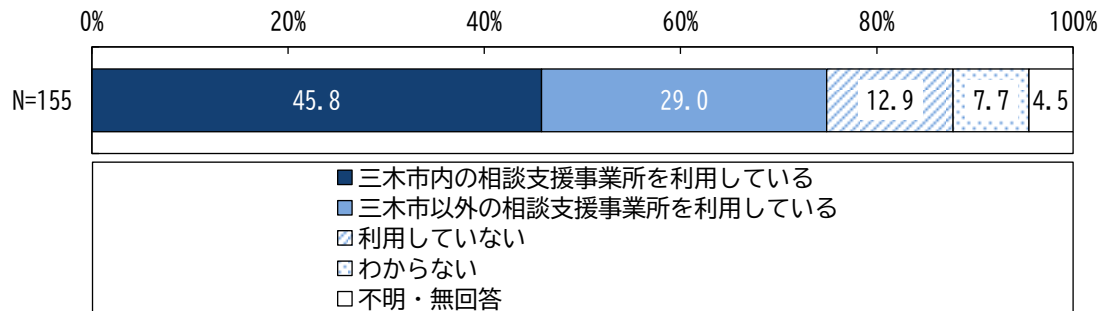
○就学状況については、小学校段階では特別支援学級と通常学級が多くなっていますが、中学校段階では通常学級の割合が減少し、高等学校では特別支援学校への通学が多くなっています。

■あなたの就学状況は次のうちどれですか



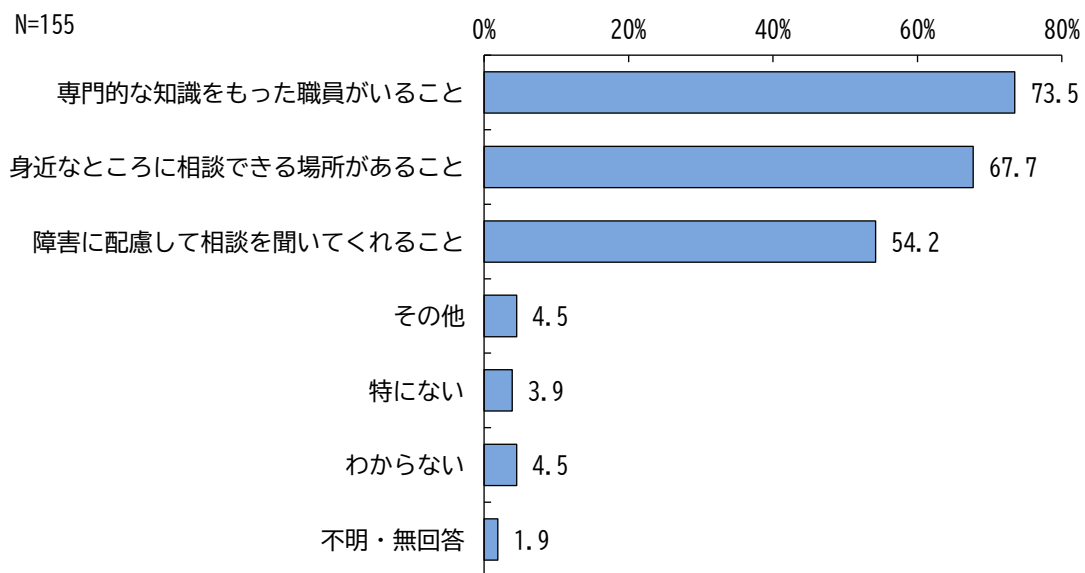
○計画相談支援の利用については、45.8%が「三木市内の相談支援事業所を利用している」と回答しており、「三木市以外の相談支援事業所を利用している」（29.0%）と合計すると、74.8%が利用しています。市外の相談支援事業所の利用が、前回調査（15.1%）と比べて増加しています。

■計画相談支援を利用していますか



○相談機能を充実させるために必要なことについては、「専門的な知識をもった職員がいること」が73.5%で最も多く、次いで「身近なところに相談できる場所があること」が67.7%となっています。

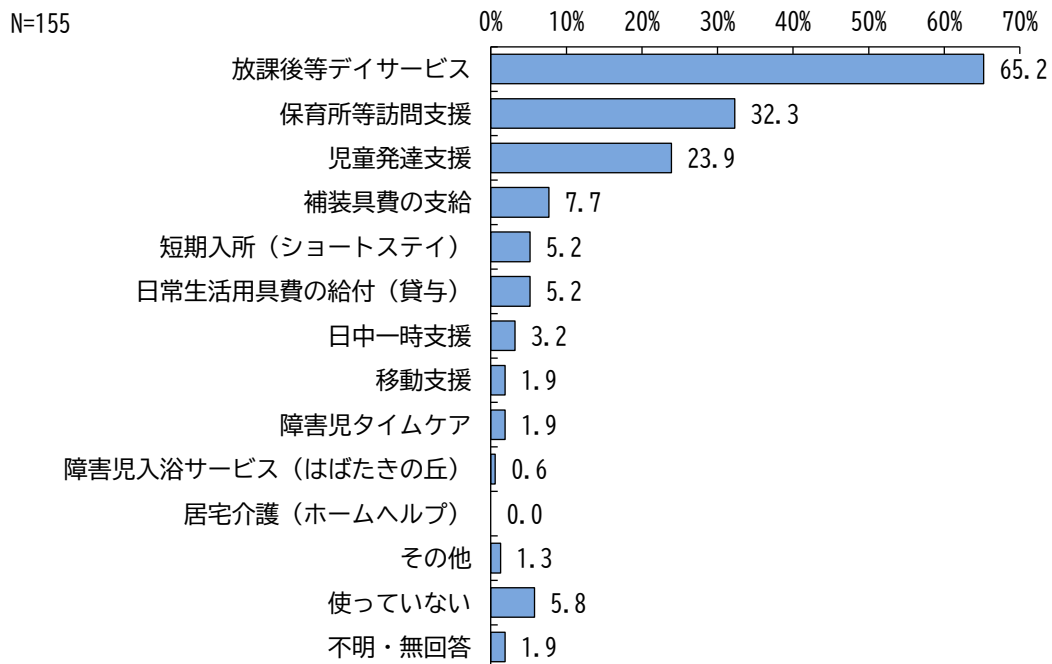
■相談機能を充実させるためには何が必要だと思いますか（複数回答）



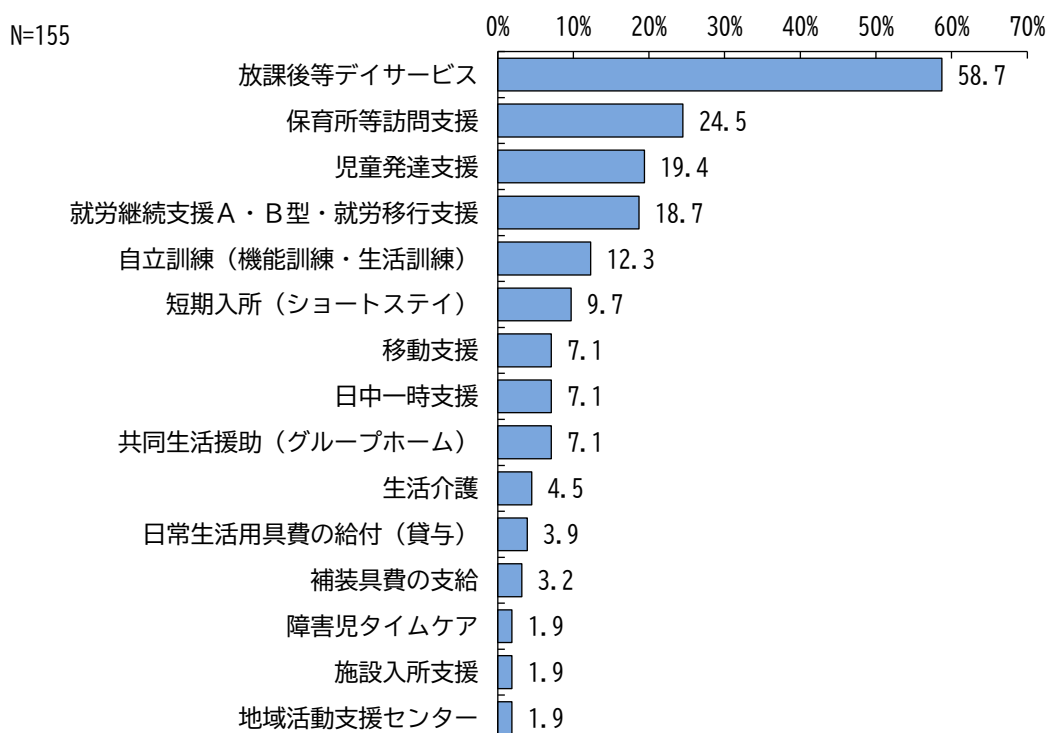
○現在利用している福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が65.2%で最も多く、次いで「保育所等訪問支援」が32.3%、「児童発達支援」が23.9%となっています。なお、放課後等デイサービスは小学校段階（6～11歳）80人のうち66人（82.5%）が、児童発達支援は就学前（5歳以下）33人のうち30人（90.9%）が利用しています。

○今後利用したい福祉サービスについては、障がい児を対象としたサービス以外では、「就労継続支援A・B型・就労移行支援」が多くなっています。

■あなたが現在利用している福祉サービスはどれですか（複数回答）

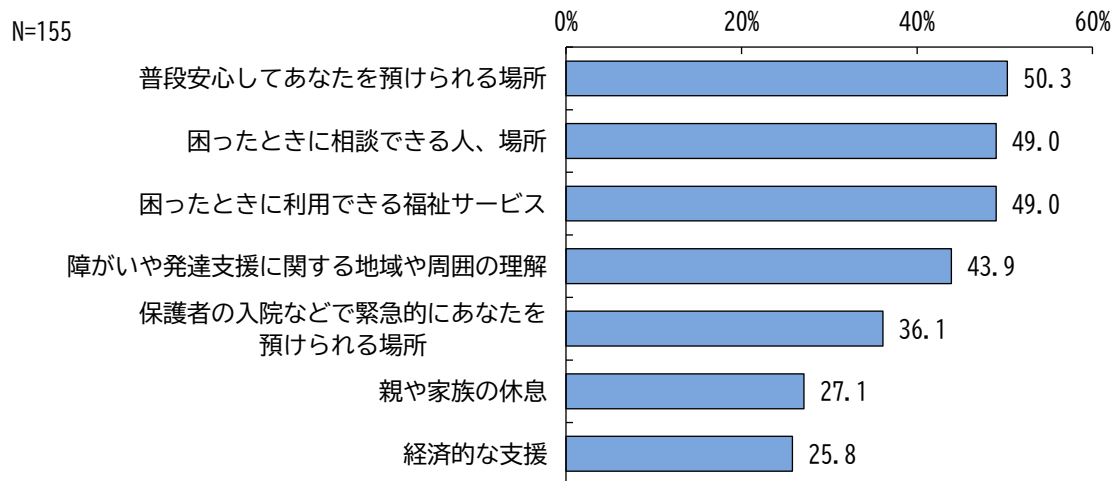


■今後利用したいと考えている福祉サービスはどれですか（複数回答、上位項目のみ）



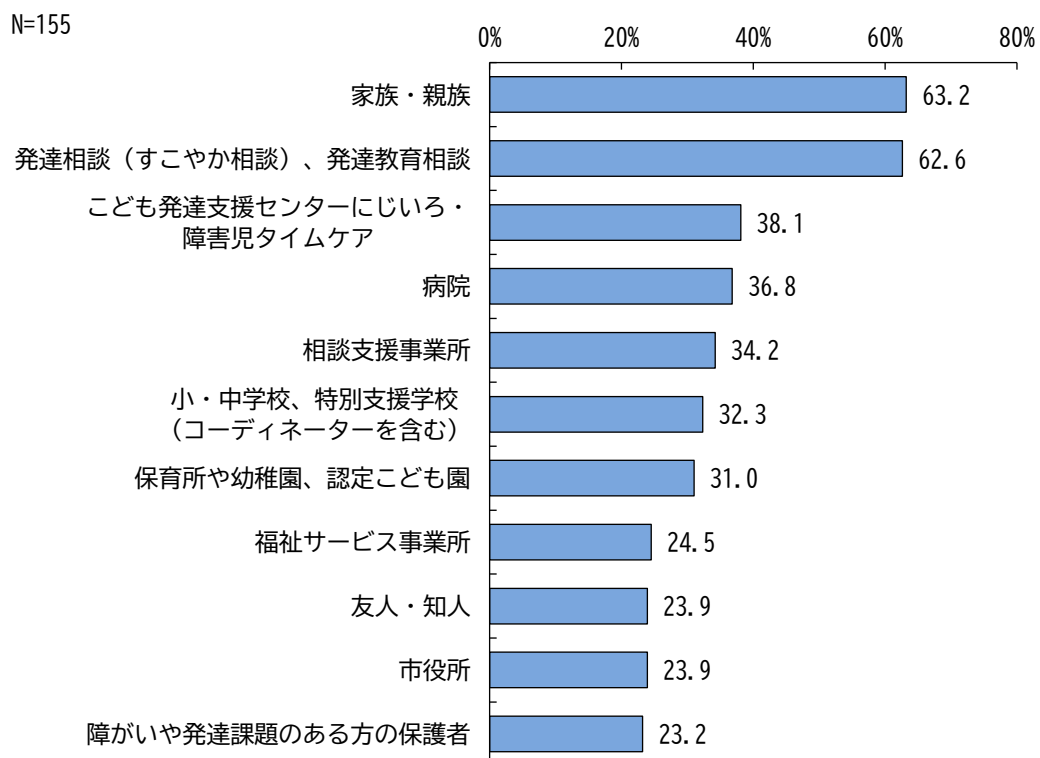
○現在の生活に必要なと思われる支援については、「普段安心してあなたを預けられる場所」が50.3%で最も多く、次いで「困ったときに相談できる人、場所」「困ったときに利用できる福祉サービス」「障がいや発達支援に関する地域や周囲の理解」がいずれも4割台で多くなっています。

■あなたとご家族の現在の生活にとって必要と思われる支援は何ですか（複数回答、上位項目のみ）



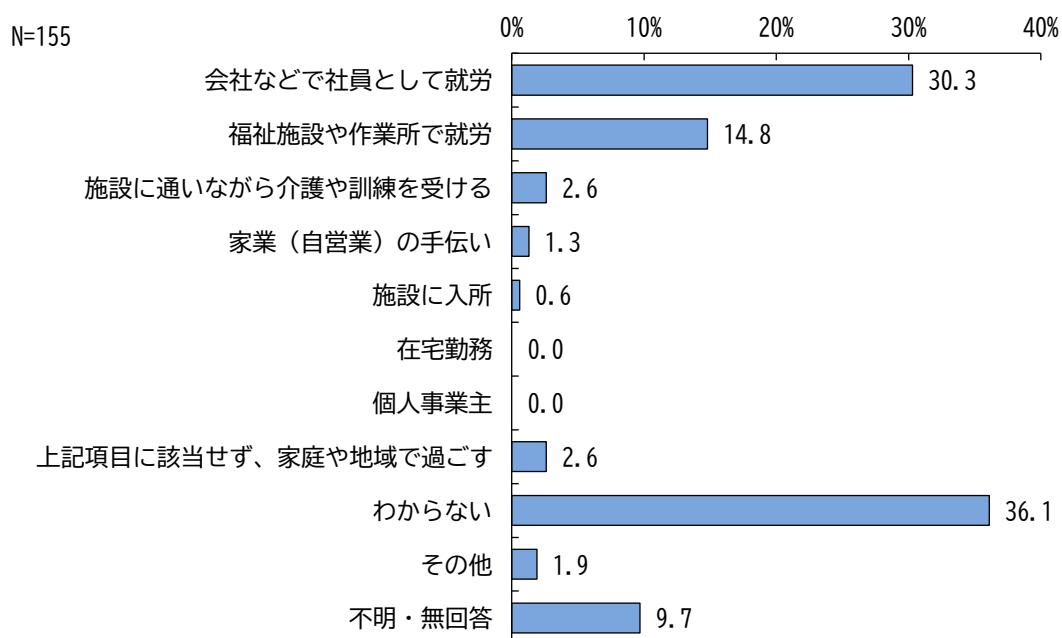
○障がいや発達課題などに困ったときの相談先については、「家族・親族」が63.2%で最も多く、次いで「発達相談（すこやか相談）、発達教育相談」が62.6%となっています。現在相談している、または相談したいと思っていることについては、「あなたの教育・学習」が70.3%で、特に多くなっています。

■あなたが、障がいや発達課題などに困ったとき、保護者の方は誰に（どこに）相談しましたか（複数回答、上位項目のみ）



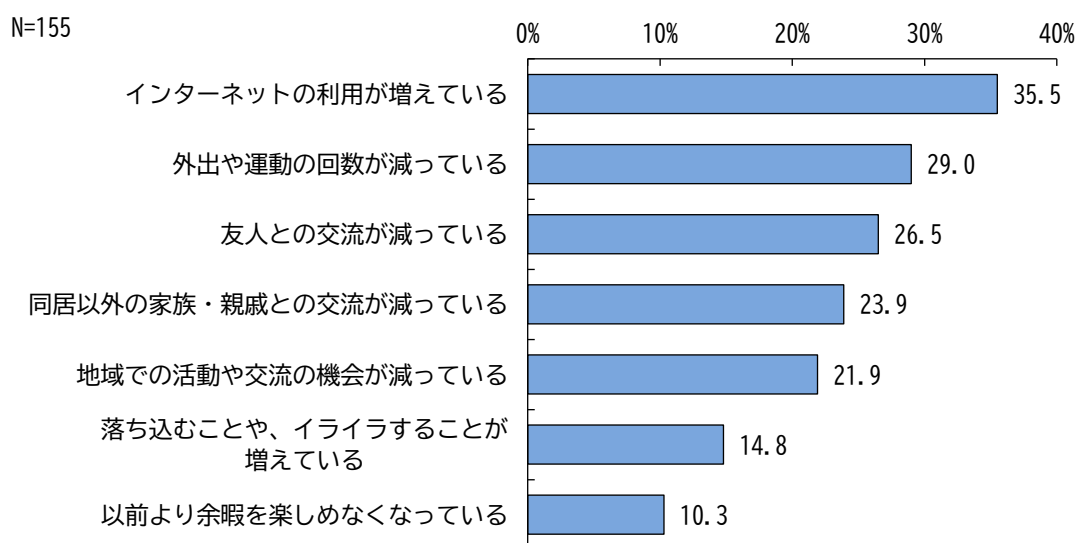
○学校卒業後の過ごし方については、「会社などで社員として就労」が30.3%で最も多く、次いで「福祉施設や作業所で就労」が14.8%となっています。「わからない」も36.1%の回答があります。

■あなたが学校を卒業された後の過ごし方についておうかがいします。すでに卒業されている場合は、現在どのように過ごされていますか。まだ卒業されていない場合は、どのように過ごしたいか教えてください



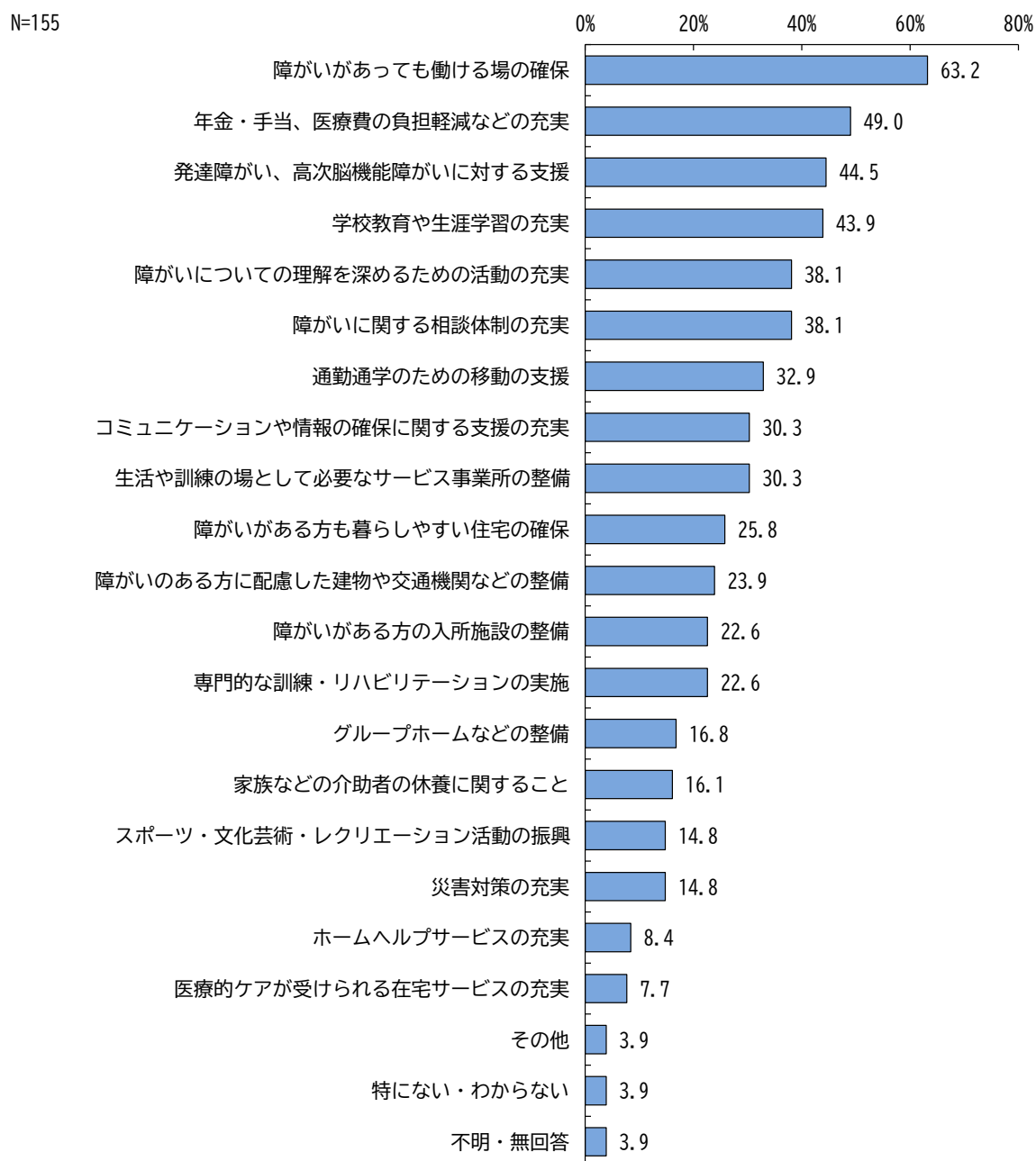
○新型コロナウイルス感染症の流行以降の生活の変化については、31.6%が「特に生活に変わりはない」と回答しています。生活の変化について回答されたものの中では、「インターネットの利用が増えている」が35.5%で最も多く、次いで「外出や運動の回数が減っている」が29.0%、「友人との交流が減っている」が26.5%となっています。

■新型コロナウイルス感染症の流行がってから、あなたの生活に次のような変化はありますか（複数回答、上位項目のみ）



○今後、国や県、三木市に最優先で取り組んでほしいことについては、「障がいがあっても働ける場の確保」が63.2%で最も多く、次いで「年金・手当、医療費の負担軽減などの充実」が49.0%、「発達障がい、高次脳機能障がいに対する支援」が44.5%となっています。

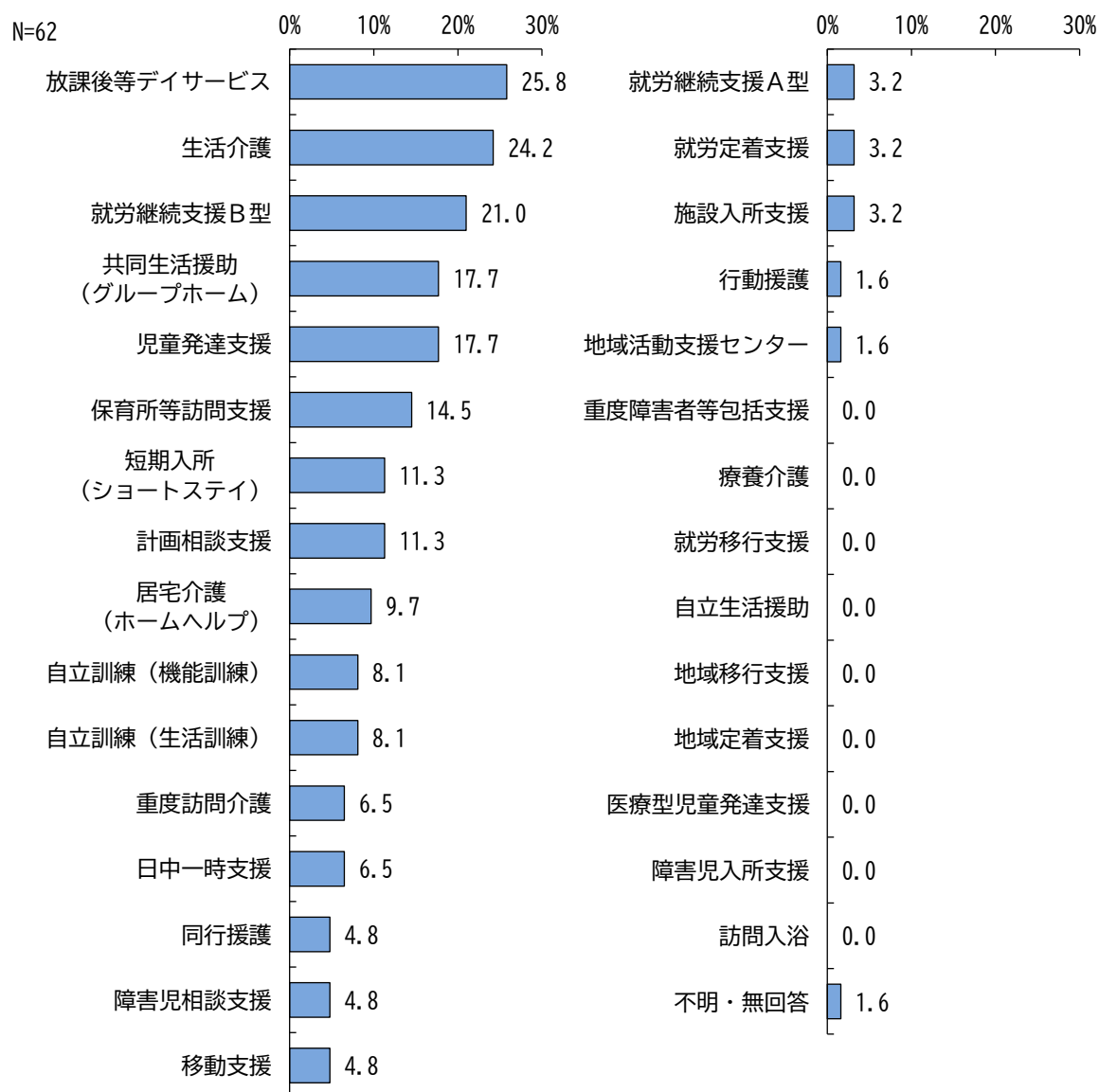
■今後、国や県、三木市に最優先で取り組んでほしいことは何ですか



(4) 障害福祉サービス事業所に対するアンケート調査の主な結果について

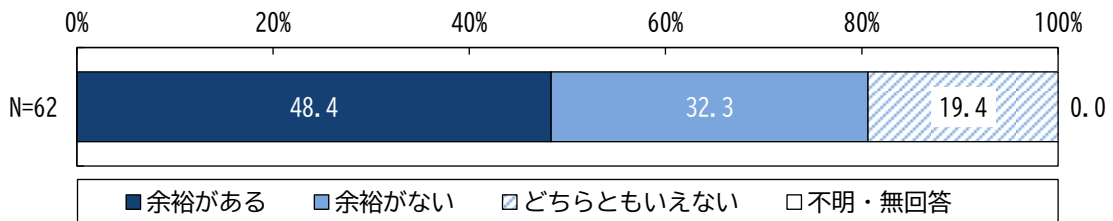
○回答のあった障害福祉サービス事業所 62 件の主な実施事業（障害福祉サービス）については、「放課後等デイサービス」が 25.8%で最も多く、次いで「生活介護」が 24.2%となっています。

■主な実施事業（障害福祉サービス）は何ですか（複数回答）

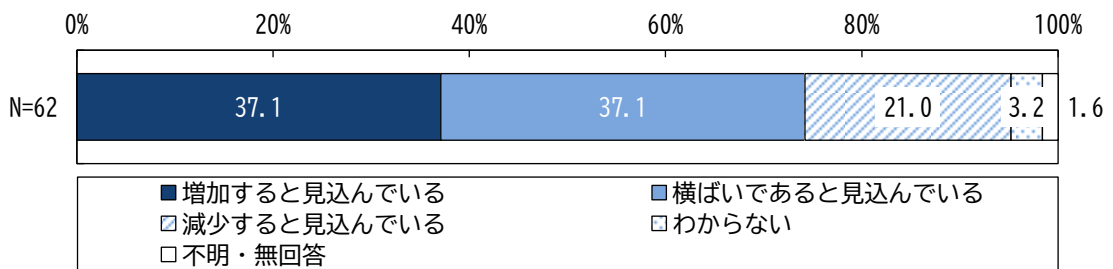


○現在の受け入れ人数については、48.4%が「余裕がある」、32.3%が「余裕がない」と回答しています。また、今後サービス利用を希望する人数の見込みについては、「増加すると見込んでいる」「横ばいであると見込んでいる」がともに37.1%、「減少すると見込んでいる」が21.0%となっています。

■現在の受け入れ人数には、余裕がありますか

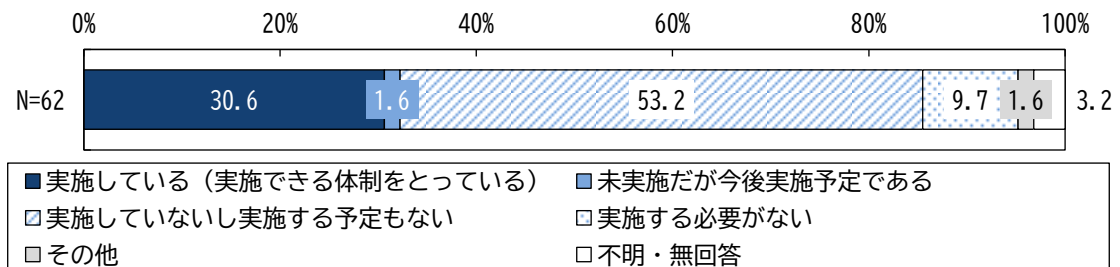


■貴事業所では、今後サービス利用を希望する人数がどのように変化すると見込んでいますか



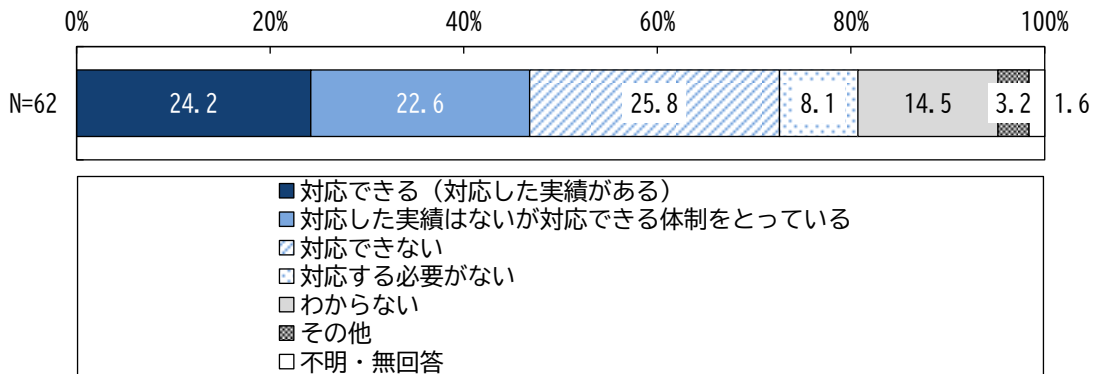
○医療的ケアについては、「実施していないし実施する予定もない」が53.2%で最も多く、次いで「実施している（実施できる体制をとっている）」が30.6%、「実施する必要がない」が9.7%となっています。

■医療的ケアを実施していますか



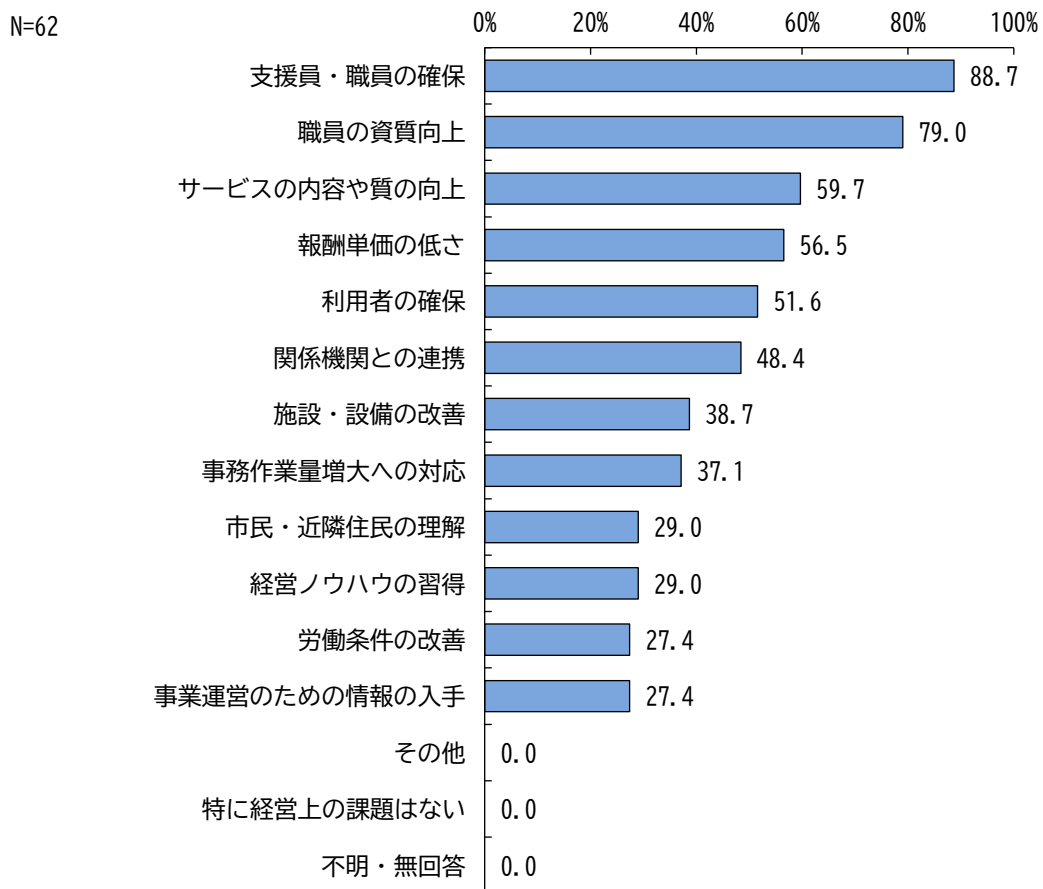
○強度行動障害に対応する体制については、「対応できない」が25.8%で最も多く、次いで「対応できる（対応した実績がある）」が24.2%、「対応した実績はないが対応できる体制をとっている」が22.6%となっています。

■強度行動障害に対応する体制がありますか



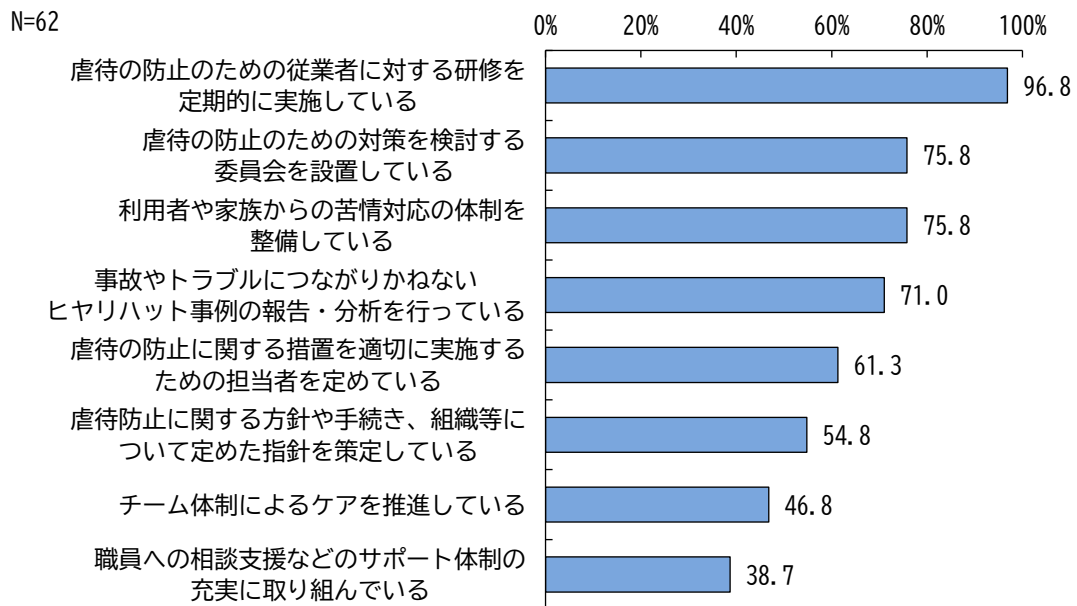
○改善したい経営上の課題については、「支援員・職員の確保」が88.7%で最も多く、次いで「職員の資質向上」が79.0%、「サービスの内容や質の向上」が59.7%となっています。

■円滑な事業運営のために、改善したい経営上の課題は何ですか（複数回答）



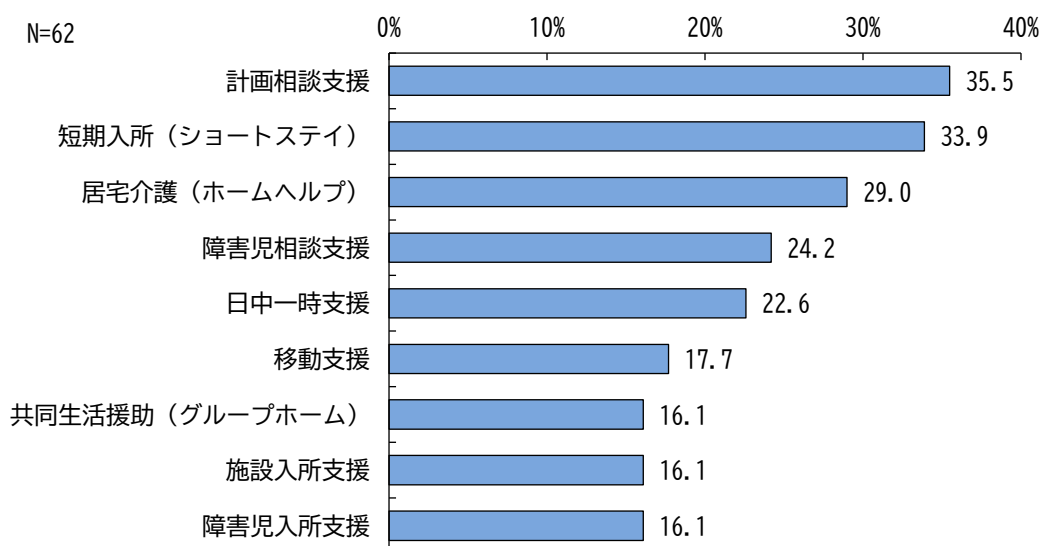
○利用者の権利擁護について取り組んでいることについては、「虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的実施している」が96.8%で最も多く、次いで「虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置している」「利用者や家族からの苦情対応の体制を整備している」が75.8%、「事故やトラブルにつながりかねないヒヤリハット事例の報告・分析を行っている」が71.0%となっています。

■職員による利用者への虐待・ハラスメントの防止など、利用者の権利擁護について、取り組んでいることは何ですか（複数回答、「その他」「特にない」「不明・無回答」以外）



○三木市内で特に提供が不足していると感じるサービスについては、「計画相談支援」が35.5%で最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が33.9%、「居宅介護（ホームヘルプ）」が29.0%となっています。

■三木市内で、特に提供が不足していると感じるサービスは何ですか（複数回答、上位項目のみ）



(5) 障がい者団体アンケート調査について

- 今後の団体の活動について、活動を続けたり活性化させたりするために、特に課題となっていることや、今後取り組んでみたいことについては、「会員数を増やすこと」や「コロナ禍で顔を合わせる機会が失われたこと」「メンバーを家族に限定させず幅広く活動できる団体にしていくこと」等が挙げられています。
- 障がいのある人への支援や各種の福祉サービスについて、特に不足していると考える支援やサービスについては、「相談支援員が市内に少なく他市に依頼している方も多いこと」「いざという時に三木市の事をあまり理解されていないと思ってしまうので相談しにくいこと」など、相談支援事業所の不足について回答があります。また、「送迎つきの日中一時支援」やサービスを選択でき質の向上に向けて取組が進む環境づくりの必要性や、地域生活への移行のためにピアサポーターなどの当事者性を発揮し、一人一人に寄り添った支援の必要性について指摘されています。
- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできるまちづくりに向けて、市民に望むことでは、「認め、励まし、助け合うといった一人ひとりが大切にされる町づくり」「近所に障がい者児が住んでいる。そのことを知ってもらい理解していただければ」という回答があります。
- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできるまちづくりに向けて、サービス事業者や医療機関等の関係機関に望むことでは、「上から目線ではなく、同等の立場での思いやりの心」「地域差がないことを望んでおり、選ぶことができない、という状態がなくなること」という回答があります。
- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできるまちづくりに向けて、三木市や兵庫県などの行政に望むことでは、「三木市の福祉のお金の使途の明確化を望む」「休日、夜間に相談できる所があればと思う。家族でなんとかしようとするができないこともあるので」という回答があります。

4 調査結果等からみた本市の障害福祉施策の課題について

(1) 障がいのある人の生活の支援について

○障がいのある人の就労状況

アンケート調査では、「就労支援事業所」や「非常勤職員として勤務」が多くなっており、安定した雇用を増やしていくことが引き続き課題となっています。働き続けるために必要なことでは、「職場で障がいなどに対する周囲の理解があること」「自分に合った仕事であること」が多くなっており、企業等における理解の促進や合理的配慮の提供が求められます。

○就労移行支援事業等の確保

本市においては、就労移行支援を行う事業所が市内に無いことが課題となっており、事業所の確保に向けた取組が求められます。今後、就労アセスメントを取り入れ、当事者の希望や状況に応じた就労支援を行うための「就労選択支援」の開始が予定されており、ニーズに対応したサービスの確保について、引き続き取組の充実が課題となります。

○将来希望する暮らし方

親元を離れての生活の支援が課題となっています。希望の多いグループホーム等の確保やひとり暮らし環境の整備が引き続き求められます。

○精神障がいのある人の支援

精神障がいのある人については、不安や悩みごと、困ったことが起きたときに、相談する相手が「いる」という回答がやや少なくなっています。また、「近所づきあい」で差別や偏見を感じたという回答が多くなっているなど、地域において孤立しやすい状況にあることがうかがえる結果が示されています。

○新型コロナウイルス感染症の流行以降の生活の変化

「外出や運動の回数が減っている」「同居以外の家族との交流が減っている」「将来に不安を感じるが増えている」といった回答が多く、支援の必要な子どもについては、「インターネットの利用が増えている」「友人との交流が減っている」という回答も多くなっています。団体調査においても、顔を合わせて交流する機会が減少したという回答もあり、外出や交流の機会を再活性化させるための取組が求められます。

(2) 障害福祉サービスについて

○計画相談支援事業所の不足

障害福祉サービス、障害児通所支援を利用する上で必要となる計画相談支援については、市内の事業所が少なく、計画相談支援を市外で受けざるを得ない状況があることが課題となっています。調査結果においても、市外の計画相談事業所を利用している人が増加していることが示されており、団体調査では、三木市内の状況に不案内な事業者への不安と市内の事業所を増やしていくことの必要が指摘されています。障害福祉サービス利用の基盤となる計画相談支援事業所の確保が今後の重要な課題となっています。

○障害福祉サービス等の潜在的なニーズ

障害福祉サービス等については、現在の利用と将来的な利用希望との間に差があるものについては、潜在的なニーズがあると考えられますが、特に知的障がいのある人の「共同生活援助（グループホーム）」は現在利用しているサービスと比べて10ポイント以上多くの利用希望が示されており、ニーズが大きいことがうかがえます。共同生活援助（グループホーム）の確保は全国的な課題となっており、地域における自立した生活の促進に向け、整備が必要となっています。

○市内で不足しているサービス

事業所調査では、市内で提供が不足しているサービスとして、「計画相談支援」「短期入所」「居宅介護」が上位となっています。「居宅介護」は前回調査では利用とニーズの差が大きく、潜在的なニーズの大きいサービスとされており、「短期入所」についても、支援を必要とする子どもの調査で、現在の生活に必要なと思われる支援として「普段安心して預けられる場所」が最も多くなっているなど、潜在的なニーズが比較的大きいサービスであることがうかがえます。

○障がい児支援の課題

支援の必要な子どもへの支援については、児童発達支援センターが未整備であることが、本市においては課題となっています。

○サービス量の確保の課題

団体調査では、支援の質の向上のためにサービスを選択できる環境づくりの必要性が指摘されています。当事者のニーズの充足と、事業所の経営の安定を両立させながら、サービスの質を向上させていくための取組が課題となります。事業所調査では、経営上の課題として、「支援員・職員の確保」や「職員の資質向上」といった、人材の確保・育成に関する項目が上位となっており、支援人材の確保・育成の課題が今後緊急性を増してくることも考えられる状況です。

（3）支援のニーズについて

○強度行動障害への支援

国においてニーズの把握が求められている強度行動障害については、知的障がいのある人の約2割が「ある」または「診断や指摘は受けていないがそのような状態になることがある」と回答しています。また、強度行動障害があるために起こる問題については、「本人や支援者に危険が及ぶ」「家族での支援が困難」「外出が困難」といった回答が多くなっており、家族による対応だけでは困難で、専門的な支援が必要な状況が示されています。また、強度行動障害に対応するサービス事業所の体制については、「対応できない」が約4分の1となっていますが、「対応できる（対応した実績がある）」「対応した実績はないが対応できる体制をとっている」がいずれも2割台となっています。引き続き、当事者のニーズに即して、対応可能な事業所の有無等の状況について、実態把握を進める必要があります。

○医療的ケアへの対応

サービス事業所の医療的ケアの対応については、「実施していないし実施する予定もない」が半数を超えており、「実施している（実施できる体制をとっている）」が約3割となっています。この点についても、実際にサービスを必要とする医療的ケアの当事者のニーズに対応できる事業所の有無等について、実態把握を進める必要があります。

○相談支援

障がいのある人を対象とした調査では、行政などの取組として重要なことについて、「困ったときにいつでも相談できる窓口を充実させる」が上位となっており、支援が必要な子どもを対象とした調査でも、現在の生活に必要なと思われる支援について、「困ったときに相談できる人、場所」が上位となっています。本市においては平成30年度より、三木市障害者基幹相談支援センターを開設し、相談支援体制の充実を図っていますが、引き続き支援の質を高めていくことや、誰もが相談しやすい体制づくりを進めていくことが求められます。

○当事者主体の取組

団体調査では、地域生活への移行のためにピアサポーターなどの当事者性を発揮し、一人一人に寄り添った支援の必要性についても指摘されています。こうした当事者が主体となった支援についても、今後取組を検討していく必要があります。

（４）差別解消・権利擁護の取組について

○障害福祉に関する言葉の周知

障害福祉に関する言葉については、特に近年の法整備に関連する用語について、前回調査と同様に、障がいのある人の認知度が低い結果となっています。中でも「障害者差別解消法」や「合理的配慮」といった、近年の差別解消の取組に関連する言葉の認知度が低くなっており、周知が課題となっています。

○合理的配慮の提供

生活の中で合理的配慮を受けることができたと感じられた場面については、「障害者（児）施設の対応」や「病院や診療所に通院した際」といった専門的な機関の回答が多く、「職場での対応」「近所づきあい」「公共の乗り物を利用した際」「お店での対応」といった回答はいずれも少数となっています。民間の事業者にも合理的配慮の提供を義務づける障害者差別解消法の改正も踏まえ、共に生きる社会を形成するために事業所や地域において求められる知識や対応等について引き続き周知啓発が課題となります。

○市民の理解促進

団体調査では、市民に望むこととして、「認め、励まし、助け合うといった一人ひとりが大切にされるまちづくり」や「近所に障がい者児が住んでいることを知って理解してほしい」といった回答が挙げられており、周囲の理解促進を進めていくことが引き続き課題となっています。

第3章 本計画の目指す将来像

1 目指す将来像

本市では、障がいのある人が地域の一員として生涯安心して当たり前暮らし、誰もが共に支え合う社会の実現を目指して障害福祉施策を展開してきました。第5期三木市障害者基本計画（令和3年度～令和8年度）においては、第4期計画における基本理念として示された将来像を引き継ぎ、障がいの有無にかかわらず三木市民誰もが相互に人格と個性を尊重され、等しく社会参加する共生社会の実現に向け、施策の一層の推進に取り組むことをうたっています。

本計画は、三木市障害者基本計画と連携して推進すべきものであり、本計画が目指す将来像についても、第5期三木市障害者基本計画と同じく、「誰もがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち 三木」とします。

■三木市障害者基本計画の目指す将来像

**誰もがいきいきと輝き、
共に安心して暮らせるまち 三木**

誰もがいきいきと輝き、その人らしく自立して暮らせるまちづくりに向け、就労・雇用・教育・医療・福祉・地域活動をはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障がいのある人の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう、さらなる取組を進めます。

障害者基本法では、障がいを本人の心身機能の障がいのみでとらえるのではなく、「社会的障壁（障がい者にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となる物理的、制度的、観念的その他の一切のことから）」という社会との関係性によってとらえています。障がいのある人の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のため、可能な限り必要な配慮や調整を行う合理的配慮を社会全体に広げていくことは、すべての障害福祉施策に共通する指針となります。

また、障がいのある人が地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会をつくるのが、共に安心して暮らせるまちの実現につながります。誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

2 障害福祉サービス等の基盤整備の方針

障害福祉サービスに関する政策動向や基本指針の改正、また本市の障害福祉を取り巻く現状と課題に基づき、本市の障害福祉サービス等の基盤整備の基本的な方針として、次の5点を設定します。

(1) 市内における相談支援事業の充実・確保

障がいのある人が地域において自立した生活を営むため、適切なサービス利用のための体制整備として、相談支援事業の充実・確保を図ります。現在、市内の相談支援事業所が、障害福祉サービス等利用者のニーズに対して少なく、アンケート調査においても示されたように、市外の事業所を利用せざるを得ない状況が拡大しており、当事者団体の調査においても課題として指摘されています。本市における効果的な対策について、他自治体の動向も注視しながら検討を進めます。三木市障害者（児）地域自立支援協議会等と連携し、障害福祉サービスの利用にあたり作成されるサービス等利用計画において、作成のための相談支援を行う人材の育成支援と個別事例における対応の支援を行うなど、十分な相談対応ができる体制整備を推進します。

(2) グループホーム等の生活の場の充実と地域生活支援体制の整備

将来の暮らし方のニーズとして、アンケート調査結果では、知的障がいのある人においてはグループホームや生活介護、精神障がいのある人においては一人暮らしのニーズが比較的高くなっていることを踏まえ、地域における生活の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援、地域定着支援等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。また、誰もが安心した生活を送れるようサービスの充実や公共施設の整備に努めます。

障がい者の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据えた支援体制の整備等の必要性を踏まえ、地域生活を総合的に支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を有する地域生活支援拠点については、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実や、複数の事業所と連携した緊急時の受け入れ態勢の構築等、関係機関が連携して取り組む体制づくりを引き続き進めるとともに、地域・圏域全体でその機能を担う体制の整備に、近隣自治体と連携して取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

支援の必要な子どもに関するアンケート調査において、行政に求めることとして「障がいがあっても働ける場の確保」が特に回答が多くなっていたように、就労の場の確保と経済的な安定に関わる一般就労への支援は、重要な課題となっています。障がい者の雇用促進や職場定着の支援を図るため、関係機関や市内の企業等と連携協力し、就労支援の提供体制の整備を行うとともに、障がいを理由とする差別の解消や雇用における合理的配慮の提供等、雇用に関する啓発活動を推進します。就労移行支援を提供する事業所の不足への対応や、新しく障害福祉サービスに位置づけられた就労選択支援の確保等、市民のニーズに応じた就労支援のサービスの確保に取り組むとともに、障がい者就労施設等からの物品等優先調達のさらなる推進等、就労基盤の安定を図ります。

(4) 障がい児支援の充実

放課後等デイサービスや保育所等訪問支援の利用が広がっている一方で、支援が届きにくい重症心身障がい児や医療的ケアを必要とする児童、強度行動障害を有する児童等の支援について、兵庫県等と連携して支援ニーズ等に関する実態把握を進めます。また市内においては「こども発達支援センターにじいろ」を中心に、医療機関等と連携しながら支援の充実を図ります。また、発達障がいの子どもと保護者への支援等、本人と家庭のニーズに応じた取組の充実に努めます。現在本市においては児童発達支援センターが未整備であることから、「こども発達支援センターにじいろ」の支援の専門性を高め、充実・強化を進めていくことで、必要な機能を担えるよう取り組みます。

(5) 共生社会の実現に向けた啓発・交流の推進

障がいの有無にかかわらず、当たり前地域で共に生活する共生社会の実現に向けた取組を推進します。アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、障がいのある人の外出や交流の機会の減少したことや、当事者団体の活動にも影響が出ていたことが示されており、参加・交流の機会の減少が懸念される状況です。社会における障がい等について理解を深める研修・啓発や、当事者の活動の支援等を通じて、地域における交流や理解促進に取り組むとともに、手話通訳等のコミュニケーション支援や外出の支援の充実を図ります。

また、障がいを理由とする差別の解消を目的とする「障害者差別解消法」や、障がいのある人の社会参加のために必要な調整を行う「合理的配慮」といった、共生社会の実現に向けて広く理解されるべき制度や言葉について、アンケート調査では当事者においても理解が広がっていない状況が示されていたことも踏まえ、周知・啓発を推進します。

第4章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

1 国の基本指針に基づく目標設定

国が定めた基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行や、一般就労の促進等、障害福祉サービス等の提供体制の整備等にあたり、本計画の目標となる指標・取組を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

① 地域生活に移行する人数 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする。
② 施設入所者の減少数 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

■本市の目標

項目	目標	考え方
①地域生活に移行する人数 令和8年度末までの目標値	5人	令和4年度末時点での施設入所者は89人であり、国の指針に基づいて算出した5人を第7期計画における目標値として設定します。
	6%	
②施設入所者の減少数 令和8年度末までの目標値	4人	令和4年度末時点での施設入所者は89人であり、国の指針に基づいて算出した4人を第7期計画における目標値として設定します。
	5%	

第6期計画の実績	目標値(A) (R5年度目標)	実績(B) (R4年度時点)	達成率(B/A) (R4年度時点)
地域生活移行者数	6人	6人	100%
施設入所者減少数	2人	1人	50%

◆◆三木市の現状と方向性◆◆

施設入所者の地域生活への移行については、移行者数の目標は達成していますが、施設入所者数の減少については、利用のニーズ等を踏まえて取り組んだ結果、達成が十分ではない状況です。地域生活への移行にあたっては、福祉施設において、必要な意思決定支援が行われ、移行等に関し、本人の意思が確認されていることが重要です。また、地域での生活が困難な状況において、施設利用のニーズがある場合には、適切にサービスの確保をすることが求められます。

そのため、施設利用者数の減少については、本人や家族の状況や支援のニーズを踏まえて無理のない取り組みを進めると同時に、地域生活への移行や継続に必要な支援の充実を図ることで、目標の達成を目指します。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

■国の基本指針

地域生活支援拠点等の整備

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

■本市の目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備及び運用状況 令和8年度末の目標値	1箇所	地域生活支援拠点に求められる5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）のうち、本市では専門的な相談支援を提供する基幹相談支援センターを設置し、機能の一部に対応できる体制を整えています。今後圏域で必要な機能とその整備方針について協議し、計画期間内の整備を目指します。
強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実 令和8年度末の目標値	実施	本計画の策定に先立って実施したアンケート調査において、強度行動障害を有する人の支援ニーズ等に関する調査を含めており、調査結果を分析し、必要な支援体制の整備に向けた取組を検討します。

◆◆三木市の現状と方向性◆◆

地域生活支援拠点等について、本市においては地域生活支援拠点に求められる機能を十全に備えた整備は十分ではない状況です。相談支援については、基幹相談支援センターを設置し、福祉部局をはじめとする市の関係課と連携しながら、支援の充実に取り組んでいます。また緊急時の受け入れについて、常時受け入れ可能な施設整備はありませんが、市内の複数の事業所に協力を依頼し、緊急時に受け入れが可能な体制づくりを進めています。

将来的に、単一の施設や事業所が地域生活支援拠点として機能することは、本市の現状に鑑みて難しく、引き続き複数の事業所や関係機関との連携を深めつつ、全体として地域生活支援拠点に求められる機能を担うことができるよう、体制の構築を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針

① 一般就労への移行者数	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
② 就労支援サービス別の目標	就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
③ 就労定着支援事業の利用者数と定着率	就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

■本市の目標

項目	数値	考え方
①一般就労への移行者数 令和8年度の目標値	9人 128%	令和3年度の一般就労への移行者数の実績は7人であり、国の指針に基づいて算出した9人を令和8年度における目標値として設定します。
②-1 就労移行支援事業における移行者数 令和8年度の目標値	1人 131%	令和3年度の就労移行支援事業における一般就労への移行者数の実績は0人であることから、令和8年度における目標値として1人を設定します。
②-2 一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所数【新規】 令和8年度の目標値	1箇所 130%	本市においては現在就労移行支援事業所が無い状況であり、若干の市外事業所の利用があるものの、国の指針に基づいた目標指標の設定は困難です。そのため、本市における一般就労移行支援事業所を1か所以上設置し、その事業所の一般就労移行率を5割以上とすることを目標とします。
②-3 就労継続支援A型事業における移行者数 令和8年度の目標値	3人 129%	令和3年度の就労継続支援A型事業における一般就労への移行者数の実績は2人であり、国の指針に基づいて算出した3人を令和8年度における目標値として設定します。
②-4 就労継続支援B型事業における移行者数 令和8年度の目標値	6人 128%	令和3年度の就労継続支援B型事業における一般就労への移行者数の実績は5人であり、国の指針に基づいて算出した6人を令和8年度における目標値として設定します。

項目	数値	考え方
③-1 就労定着支援事業の利用者数 令和8年度の目標値	13人 141%	令和3年度末時点の就労定着支援事業の利用者数の実績は9人であり、国の指針に基づいて算出した13人を令和8年度における目標値として設定します。
③-2 就労定着率7割以上の事業所数 令和8年度末の目標値	1箇所 25%	本市の就労定着支援利用者が利用する事業所は現段階では3箇所であるため、就労定着率を7割以上の事業所数を1箇所とすることを目標とします。

第6期計画の実績	目標値(A) (R5年度目標)	実績(B) (R4年度時点)	達成率(B/A) (R4年度時点)
一般就労への移行者数	11人	11人	100%
就労移行支援事業における移行者数	2人	0人	0%
就労継続支援A型事業における移行者数	5人	4人	80%
就労継続支援B型事業における移行者数	4人	7人	175%
就労移行支援事業等による一般就労移行者の就労定着支援事業の利用者率	70%	100%	143%
就労定着率8割以上の事業所数	2箇所	0箇所	0%

◆◆三木市の現状と方向性◆◆

福祉施設から一般就労への移行については、一般就労への移行者数の合計で目標を達成していますが、現在市内に就労移行支援事業を行う事業所がないことをはじめ、他市での就労移行支援の利用者数が少ないため、就労移行支援を利用した一般就労への移行実績はありませんでした。

可能な限り、利用しやすい地域で就労移行支援を利用できるよう、引き続き事業所の確保に取り組むとともに、北播磨圏域における整備の充実も含めて、近隣自治体と連携して整備に取り組みます。また、就労支援サービスとして今後新設される予定の就労選択支援についても、必要とする人がサービスを利用できるよう、関係機関と連携して整備の推進を図ります。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備

■国の基本指針

① 児童発達支援センターの設置
令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
④ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
令和8年度末までに、都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

■本市の目標

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置 令和8年度末の目標値	1箇所	本市では国の基準に基づく児童発達支援センターは未設置であり、今後、「こども発達支援センターにじいろ」の充実・強化を通じて、必要な機能を満たしていきけるよう取り組んでいきます。
保育所等訪問支援の実施 令和8年度末の目標値	1箇所	本市では「こども発達支援センターにじいろ」において当該事業をすでに実施しており、基本指針に基づく目標は達成済みです。引き続きニーズに応じた事業の充実を図っていきます。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末の目標値	1箇所	本市では、「こども発達支援センターにじいろ」において重症心身障がい児の受け入れを行っていますが、重症心身障がい児を主として受け入れる事業所がないため、今後市内事業所と連携して、重症心身障がい児を支援できる体制整備を進めていきます。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和8年度末の目標値	1人	本市では、医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を北播磨圏域の5市1町合同ですでに設置しています。また、基幹相談支援センター及び障害児通所支援施設の一部においてコーディネーターを配置しているため、基本指針に基づく目標は達成済みです。引き続き取組の充実を図っていきます。

◆◆三木市の現状と方向性◆◆

保育所等訪問支援の実施や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保については、平成30年度より市直営で運営する「こども発達支援センターにじいろ」を中心に取り組んでいるところです。しかしながら、支援ニーズへの対応として十分とはいえない面もあり、市内事業所と連携して支援体制の充実を図っていく必要があります。

また、児童発達支援センターについては、現状では未整備となっています。現在「こども発達支援センターにじいろ」に専門職を配置するなど支援の専門性を高める取組を進めており、今後充実を図っていくことで、児童発達支援センターとしての機能を担えるよう取り組みます。

(5) 相談支援体制の充実強化等

■国の基本指針

地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが別表第1の9の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第1の9に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

■本市の目標

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターの設置 令和8年度末の目標値	1箇所	本市においてはすでに、基幹相談支援センターを設置済みであり、基本指針に基づく目標は達成済みです。引き続き三木市障害者（児）地域自立支援協議会等と連携しながら相談支援の充実・強化を図っていきます。
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保 令和8年度末の目標値	実施	
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に必要な協議会の体制の確保【新規】 令和8年度末の目標値	実施	

2 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

本計画期間の障害福祉サービス等の見込量と確保方策を示します。見込量の算定は以下の考え方に基づいて行っています。

■見込量算出の考え方

- ①前期計画期間中（令和3年度～令和5年度）の計画相談支援、障害児相談支援の利用者数は、緩やかな増加傾向となっていることから、本計画期間中においても同様の利用の伸びがあると想定する（令和3年度から令和5年度の伸び率の平均で令和6年度以降の増加を見込む）。
- ②前期計画期間中における計画相談支援、障害児相談支援利用者数に対する各サービスの利用率及び、各サービスの1人当たりの利用量（時間数・回数・日数）を各年度について算出する。
- ③②で算出した各年度の利用率・1人当たり利用量について、感染症の影響がある年度があることを考慮し、見込量に余裕を持たせるため、最も大きかった年度の数値を採用し、①で算出した計画相談支援、障害児相談支援の利用者数見込みに乗じて、本計画期間中の利用見込みを算出する。

（1）訪問系サービス

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の移動時及び外出先における視覚的情報の支援（代筆・代読等を含む）や移動の援護を提供します。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人で常時介護を要する人について、行動の際に生じる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護等のサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人で介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス 合計	人/月	109	112	116	118	119	122
	時間/月	1,843	1,849	1,855	2,020	2,037	2,085
居宅介護	人/月	98	101	103	105	106	108
	時間/月	1,680	1,700	1,653	1,800	1,817	1,851
重度訪問介護	人/月	1	0	1	1	1	1
	時間/月	56	0	38	56	56	56
同行援護	人/月	10	11	12	12	12	13
	時間/月	107	149	164	164	164	178
行動援護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	10	10	10
重度障害者等包 括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする人に対し、主に昼間、障がい者支援施設で行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等のサービスを提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を提供します。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を提供します。知的障がい者・精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を提供します。
就労移行支援	就労を希望する人に対し、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施します。一般就労を希望する人に対し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通して、適性にあった職場への就労・定着を図る支援を実施します。

サービス名	内容
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。一般企業での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を実施します。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。一般企業での雇用が困難な人、一定年齢に達している人等に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を実施（雇用契約は結ばない）します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスを提供します。
就労選択支援	就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理等を行う就労アセスメントの手法を活用して、就労先や働き方をより適切に検討・選択できるよう支援するサービスです。令和7年までに新しいサービスとして開設される予定です。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護を必要とする人に対し、主に昼間において、病院その他の施設（病院及び診療所）において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所 （福祉型・医療型）	居宅においてその介護を行う人の疾病等の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な人に対し、当該施設に短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介護等のサービスを提供します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	191	191	193	201	204	207
	人日/月	3,759	3,704	3,816	3,974	4,033	4,093
自立訓練 (機能訓練)	人/月	3	5	5	5	5	5
	人日/月	38	88	88	88	88	88
自立訓練 (生活訓練)	人/月	5	7	6	7	7	7
	人日/月	75	120	112	131	131	131
就労移行支援	人/月	9	6	6	9	18	21
	人日/月	155	105	109	164	327	382
就労継続支援 (A型)	人/月	57	61	64	65	66	67
	人日/月	1,113	1,157	1,219	1,269	1,289	1,308
就労継続支援 (B型)	人/月	203	210	213	218	221	225
	人日/月	3,436	3,541	3,768	3,856	3,910	3,980
就労定着支援	人/月	9	10	12	12	12	13
就労選択支援 【新規】	人/月	—	—	—	0	2	5
療養介護	人/月	19	19	21	21	22	22
短期入所	人/月	52	54	56	57	58	59
	人日/月	394	325	355	432	439	447

※令和3年度の就労移行支援には、「就労移行支援（養成施設）」(1人/月、15人日/月)を含みます。

(3) 居住系サービス

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない人に対し、主に夜間において共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等のサービスを提供します。
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者で、一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか等について確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行うサービスを提供します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人／月	67	73	76	87	92	96
施設入所支援	人／月	87	89	88	87	86	84
自立生活援助	人／月	0	0	0	1	1	2

※施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行の目標値を勘案した見込量となっています。

(4) 相談支援

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人に対して支給決定または支給決定の変更前後に、サービス等利用計画（案）を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人または入院している精神障がい者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人に対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人／月	154	156	159	162	164	167
地域移行支援	人／月	0	0	1	1	1	2
地域定着支援	人／月	0	0	0	0	1	2

(5) 障害児通所支援等

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の発達に支援が必要な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	就学前の上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により治療も行います。
放課後等デイサービス	発達に支援が必要な就学児童に対し、放課後や長期休暇(夏休み等)において、日常生活に必要な訓練を実施するとともに、居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する人に対して、支給決定または支給決定の変更前後に、サービス等利用計画(案)を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けることができるよう保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	75	71	69	71	72	74
	人日/月	433	441	415	441	447	460
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	5	5	5
放課後等デイサービス	人/月	145	164	178	182	186	190
	人日/月	1,462	1,591	1,766	1,806	1,845	1,885
保育所等訪問支援	人/月	22	54	57	58	60	61
	人日/月	22	54	58	59	61	62
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	1	2
	人日/月	0	0	0	0	1	2
障害児相談支援	人/月	51	52	53	55	56	57
コーディネーターの配置	人	4	3	6	6	6	6

(6) 障害福祉サービス等の基盤整備に向けた活動指標

障害福祉サービス等の見込量以外に、障害福祉サービス等の基盤整備にあたり、国の指針において充実が求められる活動指標について、次のように計画を定めます。

①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用量	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち、それぞれのサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

●● 見込量 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	0	0	0	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	0	0	0	0	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の地域移行支援利用量	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援利用量	人/月	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助利用量	人/月	14	15	17	18	19	20
精神障がい者の自立生活援助利用量	人/月	0	0	0	1	1	1

②発達障がい者等に対する支援

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

●● 見込量 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	4	3	3	5	5	5
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0	2
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	0	0	5

③相談支援体制の充実・強化

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定します。また、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善【新規】	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。

●● 見込量 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	6	7	6	7	8	9
地域の相談支援事業者の人材育成支援件数	件／年	7	5	4	7	7	8
地域の相談機関との連携強化の取組実施件数【新規】	件／年	18	19	18	20	20	20
個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	件／年	0	0	0	2	2	2
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数【新規】	人	1	1	1	1	1	1
協議会における事例検討実施回数【新規】	回／年	0	0	1	1	2	2
協議会における事例検討への参加事業者・機関数【新規】	団体	0	0	6	6	8	10
協議会の専門部会設置数【新規】	部会	4	4	4	4	4	4
協議会の専門部会実施回数【新規】	回／年	10	10	10	10	10	10

④障害福祉サービスの質を向上させるための取組

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。

●● 見込量 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人/年	2	2	4	4	4	4
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回/年	1	0	0	1	1	1

⑤地域生活支援拠点等

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
地域生活支援拠点の整備	相談支援、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等、居住支援機能と地域生活支援機能を有し、地域生活を総合的に支援する地域生活支援拠点等について、設置箇所数と機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定します。

●● 見込量 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	0	0	0	0	0	1
コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	1
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数【新規】	回/年	0	0	0	1	1	1

(7) 障害福祉サービス等の見込量の確保方策

障害福祉サービス等の見込量を確実に確保するために、本市では次の方策を通じて提供基盤の整備を進めます。

①相談支援事業所の確保

市内において相談支援事業所が不足していることが課題となっています。全国的にも同様の傾向があり、報酬体系等の構造的な問題が指摘されていることから、相談支援事業所の確保についての必要な施策について、国・県への要望を行うなど近隣自治体とも連携して取り組むとともに、本市において効果的な取組について検討します。

②地域自立支援協議会との連携

本市内で障害福祉サービス等を提供する事業所の連携組織としての性格を有する三木市障害者（児）地域自立支援協議会と連携し、地域において身近な場所での障害福祉サービス等の利用が可能となるよう、必要な社会資源の確保に努め、サービス提供体制の充実を図ります。また、不足している資源や支援が困難な事例等について、検討・協議の場を持ち、必要なサービスの確保のための取組を推進します。

③介護保険サービスとの連携

今後増加が予想される訪問系サービスについて、介護保険サービス提供事業所との連携や障害福祉サービス事業への参入の促進を図ります。また、介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する共生型サービスを位置づけ、サービス提供体制の充実を図ります。

④就労支援の確保⇒就労A・Bは増えている

市内事業者に対して積極的な情報提供を行い、理解と協力を求めつつ、障がい者の職場実習の拡充と雇用の拡大を図ります。近隣自治体と連携して、就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行の支援や、既存事業所における定員拡大、新規事業所の参入等の促進等に取り組めます。令和6年度からの新しいサービスである就労選択支援については、近隣自治体のサービス事業所との連携し、必要なサービスの確保を図ります。

⑤地域における居住の場の確保⇒グループホームは増えている

ニーズに対する支援の不足が指摘されている共同生活援助（グループホーム）や短期入所については、地域生活への移行の促進という観点から、新設及び運営に対する支援を行います。また、入所施設への適切な助言・指導を通じ、就労移行や地域移行を促進します。

⑥障がい児支援の充実

こども発達支援センターにじいろにおける支援の充実・強化に取り組むとともに、市内事業者、医療機関、教育機関等との連携を強化し、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援サービスが受けられる体制整備を進めます。

3 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がい者等のニーズに応じ、地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、本市が地域の実情に応じて実施するものです。本節では、地域支援事業とその他の本市が実施する福祉サービス等について、見込量と実施計画、確保方策を示します。

■見込量の設定の考え方

- ①実施の有無を見込む事業については、既に実施しているものについては実施を継続し、未実施のものについては本計画期間中に実施できるよう見込みを設定する。
- ②身体障がいのある人を対象としたサービスについては、身体障害者手帳所持者数の減少傾向を踏まえて、実績と同程度の見込量とする。利用実績が減少傾向のサービスについても、明確なニーズの減少傾向が確かめられていないことから、見込量については横ばいで設定する。
- ③実績が増加傾向となっているなど、潜在的なニーズが大きく、今後利用が増加すると考えられるサービスについては今後も利用が増加するという予測に基づいて見込量を設定する。アンケート調査において不足しているという意見が多かったサービスについても、実績に対する余裕を見込んで見込量を算出する。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去・軽減するため、社会における障がい等について理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図る。
事業内容	○障がい等に対する理解を深めるため、当事者、市民、事業者等を対象とした講演会等を開催。 ○手話言語条例の制定に伴う、手話の普及に関する事業を推進。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る。
事業内容	○障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

③相談支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者本人や障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。
事業内容	○福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等。 ○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置。 ○基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組。 ○三木市障害者（児）地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的指導、助言。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	件／年	4,940	5,815	5,427	6,000	6,000	6,000
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
三木市障害者（児）地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、制度の利用を支援するために、関係施設などと連携し、普及啓発を図る。
事業内容	○親族のいない障がい者に成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件／年	3	3	3	4	5	6

※実績は横ばいですが、制度の周知により利用の拡大が見込まれることから増加の見込みとしています。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする。
事業内容	○法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築。 ○法人後見の適正な活動のための支援。 ○その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	有

⑥意思疎通支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者設置事業の推進。 ○手話通訳者派遣事業の推進。 ○要約筆記者設置事業の推進。 ○要約筆記者派遣事業の推進。 ○点訳音訳委託等事業の推進。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
手話通訳者設置事業	手話通訳者	人/年	3	2	2	2	2	2
	手話通訳士	人/年	1	2	2	2	2	2
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話通訳	件/年	371	370	355	400	400	400
	要約筆記	件/年	56	147	156	160	170	180

⑦日常生活用具給付等事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
事業内容	○日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の給付。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	7	5	10	10	10
自立生活支援用具	件/年	3	16	7	15	15	15
在宅療養等支援用具	件/年	54	57	82	80	80	80
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	9	7	10	10	10
排せつ管理支援用具	件/年	2,259	3,114	4,145	4,000	4,000	4,000

※実績が増加している項目もありますが、年度ごとのばらつきが大きい事業であり、継続して増加するとは考えにくいことから、見込量は横ばいとしています。

⑧手話奉仕員養成研修事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。
事業内容	○聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる市民の養成、手話通訳者の養成。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	15	16	20	20	20

⑨移動支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。
事業内容	○移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人／年	61	69	70	76	78	80
	時間／年	3,953	4,015	5,554	6,000	6,200	6,400

⑩地域活動支援センター機能強化事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図る。
事業内容	○利用者に創作的活動や日中活動の提供を行う基礎的事業を実施した上で、次の類型によりサービスを提供。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターⅠ型（利用者おおむね20名以上） ・地域活動支援センターⅡ型（利用者おおむね15名以上） ・地域活動支援センターⅢ型（利用者おおむね10名以上）

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターの基礎的事業	箇所	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	Ⅰ型	箇所	0	0	0	0	0
	Ⅱ型	箇所	0	0	0	0	0
	Ⅲ型	箇所	1	1	1	1	1

※市内事業所数

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	重度の身体障がいのある方で、自宅での入浴が困難な方や、障害福祉サービスの利用ができない方に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
事業内容	○身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	回/年	222	210	144	200	200	200

②日中一時支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。
事業内容	○日中、障害福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の実施。

●● 実績値と見込量または実施計画 ●●

活動指標	単位	実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	回/年	3,238	2,677	2,397	3,000	3,000	3,000

※実績は減少傾向ですが、事業所アンケート調査では不足しているという回答が比較的多かったことから、見込量は横ばいとしています。

③社会参加促進事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	スポーツ・レクリエーション教室等の開催、展示・声の広報等発行、要約筆記者の養成研修等を実施するとともに、障がい者のより一層の社会参加を促進する。
事業内容	○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の実施。 ○芸術・文化講座開催等事業の実施。 ○展示・声の広報等発行事業の実施。 ○自動車運転免許取得費・改造費助成事業の実施。

④更生訓練費給付事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	施設に入所・通所して就労移行支援事業や自立訓練事業を受けている人に、社会復帰の促進を図る支援を行う。
事業内容	○就労移行支援事業または自立訓練事業を利用する者に対する更生訓練費の支給。

⑤生活訓練等事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、相談活動支援を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する。
事業内容	○就労している障がい者等の地域生活に関する相談に応じ、助言を与えるなどの支援。 ・相談活動 ・日常生活支援 ・連絡調整

(3) 地域生活支援事業の見込量の確保方策

地域生活支援事業については、障害福祉サービスと同様に、三木市障害者（児）地域自立支援協議会と連携しながら必要な社会資源の確保に努め、サービス提供体制の充実を図ります。支援を必要とする人の実情に沿った適切なサービス提供が可能となるよう、サービス事業者や近隣自治体と連携して取り組みます。

資料編

1 三木市社会福祉審議会条例

平成8年10月1日

条例第23号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、三木市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 社会福祉行政の円滑な運営とその推進を図り、市民が安心して共に暮らせる福祉のまちづくりを実現するため、必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体の代表者
- (3) 地区組織の代表者
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、当該特別事項を明示して臨時的に特別委員を委嘱又は任命することができる。

2 特別委員の任期は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事15人以内を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて所掌事項について、委員を補佐する。

(意見の聴取等)

第9条 会長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三木市児童福祉施設運営審議会条例の廃止)

2 三木市児童福祉施設運営審議会条例(昭和45年三木市条例第19号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年三木市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「児童福祉施設運営審議会委員」を「社会福祉審議会委員」に改める。

附 則(平成18年3月29日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 三木市社会福祉審議会委員

◎：会長 ○：副会長 （敬称略）

No.	委員区分	氏名	所属等
1	学識経験者	◎畑 吉 節 未	関西国際大学
2		逢 坂 悟 郎	加東健康福祉事務所
3	社会福祉団体の代表者	○植 田 吉 則	三木市社会福祉協議会
4		藤 原 和 実	三木市連合民生委員児童委員協議会
5		今 枝 睦 宏	三木市身体障害者福祉協会
6	地区組織の代表者	時 枝 高 司	三木市区長協議会連合会
7		鳥 羽 聰	三木市老人クラブ連合会
8	行政機関の職員	井 上 典 子	三木市健康福祉部長
9	その他市長が認める者	堀 井 弘 幸	三木市医師会
10		横 尾 加 名 子	三木市歯科医師会
11		北 上 亜 矢 子	公募委員
12		竹 内 将 史	公募委員
13		田 中 節 代	公募委員
14		戸 田 いく代	公募委員
15		河 原 博 和	公募委員

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

3 三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会委員

◎：部会長 ○：副部会長 (敬称略)

No.	委員区分	氏名	所属等
1	学識経験者	◎畑 吉 節 未	関西国際大学
2	社会福祉団体の 代表者	藤 原 和 実	三木市連合民生委員児童委員協議会
3		今 枝 睦 宏	三木市身体障害者福祉協会
4	地区組織の 代表者	時 枝 高 司	三木市区長協議会連合会
5	その他市長が 認める者	堀 井 弘 幸	三木市医師会
6		北 上 亜 矢 子	公募委員
7		竹 内 将 史	公募委員
8	特別委員	○長 田 幸 恵	三木市手をつなぐ育成会
9		新 銀 輝 子	ほのぼの会
10		羽 賀 敦 司	障害者区分認定審査会 (知的精神障害者部会)
11		鰻 目 とし子	三木精愛園
12		岡 村 千 恵 美	三木市立障害者総合支援センター はばたきの丘
13		大 西 幹 文	加東健康福祉事務所
14		井 上 典 子	三木市健康福祉部
15	橋 本 泰 一	三木市立三木特別支援学校	

任期：令和5年7月27日～令和6年3月31日

4 策定経過

開催日	会議等	議題等
令和5年7月27日	令和5年度第1回三木市社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○第7期三木市障害福祉計画・第3期三木市障害児福祉計画の策定について ○【諮問】第7期三木市障害福祉計画及び第3期三木市障害児福祉計画について
令和5年7月27日	令和5年度第1回三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の策定について ○アンケート調査の実施について
令和5年9月13日 ～令和5年9月28日	各種アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人に対するアンケート調査 ○支援の必要な子どもに対するアンケート調査 ○障害福祉サービス事業所に対するアンケート調査 ○障がい者団体に対するアンケート調査
令和5年10月5日	令和5年度第2回三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ○第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の素案について
令和5年11月30日	令和5年度第3回三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回検討部会の意見と対応について ○第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（案）について
令和5年12月15日	令和5年度第2回三木市社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○第7期三木市障害福祉計画・第3期三木市障害児福祉計画の策定について ○【答申】「第7期三木市障害福祉計画及び第3期三木市障害児福祉計画」について
令和5年12月22日 ～令和6年1月22日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○第7期三木市障害福祉計画・第3期三木市障害児福祉計画（案）

5 諮問書・答申書

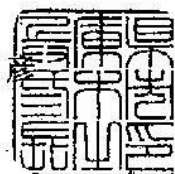
(1) 諮問書



三障第555号
令和5年7月27日

三木市社会福祉審議会長 様

三木市長 仲 田 一



第7期三木市障害福祉計画及び第3期三木市障害児福祉計画に
ついて（諮問）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定により策定する「第7期三木市障害福祉計画及び第3期三木市障害児福祉計画」について、三木市社会福祉審議会条例（平成8年三木市条例第23号）第2条の規定により、貴審議会に諮問いたします。

(2) 答申書

令和5年12月15日

三木市長 仲田一彦様

三木市社会福祉審議会

会長 畑吉節未

「第7期三木市障害福祉計画及び第3期三木市障害児福祉計画」
について（答申）

令和5年7月27日付三障第555号で諮問のあった標記のことについて、本審議会にて検討、審議を行い、別紙のとおり取りまとめましたので、答申します。

6 用語説明

【あ行】

○意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人への支援です。手話通訳・要約筆記等を行う人の派遣や、必要な用具の給付等の事業があります。

○一般就労

企業等との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態。障がい者就労施設等での福祉的就労との対比で使われます。

○医療的ケア

家族等が日常的に行っているたんの吸引や経管栄養等の医療的な生活援助。医師による治療のための医療行為とは区別されます。

○SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをうたっています。

【か行】

○強度行動障害

自分や相手を傷つけてしまったり、物を壊したりしてしまうなどの行動が頻繁にみられる状態のことです。

○グループホーム

障がいのある人などが、世話人等による相談や日常生活上の支援を受けながら、少人数で共同生活を行う住居です。

○計画相談支援

市町村から指定を受けた「指定特定相談支援事業者」が、障害福祉サービス等を利用する障がいのある人に対し、本人のニーズや生活の状況に基づいた「サービス等利用計画」を作成するとともに、定められた期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

○高次脳機能障害

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難になる障がいのことです。

○合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮や調整のことです。

【さ行】

○災害時要援護者

高齢や疾病、障がい等により、災害発生時に自力では避難が困難な人のことをいいます。

○社会的障壁

障害者基本法第2条2において、「障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。

○社会モデル

障がいとは個人の問題または医学的な機能の問題ではなく、社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けることが問題であり、社会を改善していくことが求められているとする考え方のことです。障害者権利条約や、平成23年に改正された障害者基本法において障がいの定義として採用されている考え方です。

○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

平成18年12月、国連総会において採択された条約で、障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めています。日本は平成26年に批准しました。

○障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき、住まいの場（居宅や施設）における介護サービスや、日中活動の場における機能訓練、就労支援などのサービスを受けることで、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。18歳以上で介護給付を利用する場合、障害支援区分の認定により、使えるサービスが決まります。

○成年後見制度

判断（意思）能力が著しく低下した認知症等の要介護高齢者、知的障がい者、精神障がい者に対し、家庭裁判所による法定後見人を選任し、本人の利益行為を代行して後見する制度です。

【た行】

○地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人が安心して地域で生活できるように、身近な相談支援体制を整備するとともに、グループホームへの入居体験、緊急時の受入体制の確保、コーディネーターの配置を行うなど、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進することです。

○地域生活への移行

入所施設で生活する障がい者や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障がい者が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現することです。

【は行】

○発達障害

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義されています。

○バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいいます。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられています。

○ピアサポーター

障がいのある人の支援を障がいのある人が行うなど、支援を受ける人と同じ立場を有する人が、当事者としての経験や知識を生かして支援を行うことをピアサポートといい、それに携わる人をピアサポーターといいます。

○福祉的就労

一般就労が困難な障がい者が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練などを受けながら作業を行うことです。

○法定雇用率

障害者雇用促進法 43 条に定めのある制度で、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を法定雇用率以上にする義務が課せられています。

【ま行】

○三木市障害者（児）地域自立支援協議会

本市内で障害福祉サービスを提供する事業所や関係団体等が連携して、障がい者を地域全体で支える仕組みの構築や地域課題の解決のための検討等に取り組む機関です。「そだん部会」「くらし部会」「しごと部会」「こども部会」の4部会と、協議会の運営を行う「定例会」、各部会に所属する関係機関等を対象とした「全体会」があり、事業所や関係機関との連携・協働体制づくりを行っています。

第 7 期三木市障害福祉計画
第 3 期三木市障害児福祉計画

発行日：令和 6 年 3 月

発行：三木市 編集：三木市健康福祉部障害福祉課

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

TEL：0794-82-2000 FAX：0794-89-2449